

太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン の策定等について

住宅まちづくり課

1. 政策等の背景・目的及び効果

太陽光発電設備は、再生可能エネルギー発電の一つで、国においても長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取り組みを積極的に推進しています。

その一方で、太陽光発電設備は、設置方法により周辺へ圧迫感を与える等、景観への影響が懸念されることから、できる限りその影響を軽減する必要があります。

この太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドラインは、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に示す景観づくりの基本方針などを踏まえ、事業者が景観に配慮した事業計画の策定を容易とし、さらに質の高い景観形成を推進するため、その計画・設計を行う際の本市の推奨基準について記載しています。

本ガイドラインは、こうした状況を踏まえて、あらゆる規模や設置形態の太陽光発電設備について、適切に景観配慮が講じられ、景観と調和した形での事業の実施が確保されることを目的として作成するもので、この度、その内容について報告するものです。

また、近年ディスプレイ技術の進化等により電子的な表示機器を用いた屋外広告物（デジタルサイネージ）が増加しており、情報伝達性に優れる一方で、「光」「動き」「音」などから周辺景観に悪影響を及ぼすことが懸念されます。こうした状況を踏まえて、今回、平成 29 年から運用している「枚方市屋外広告物ガイドライン」にデジタルサイネージに関する事項を追加する改訂を行いますので、その内容について、併せて報告するものです。

2. 内容

- (1) 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン（案）概要版 (資料 1)
- (2) デジタルサイネージに関する枚方市屋外広告物ガイドラインの改訂（案）概要 (資料 2)
- (3) 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン（案） (資料 3)
- (4) 枚方市屋外広告物ガイドライン【改訂版】（案） (資料 4)

3. 実施時期等

＜これまでの経過＞

令和 5 年(2023 年)11 月 各ガイドライン（案）を景観審議会にて意見聴取

＜今後の予定＞

令和 6 年(2024 年) 6 月 各ガイドライン（案）を建設環境委員協議会へ報告

7 月 各ガイドラインの運用開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

第5次枚方市総合計画

基本目標 自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち

施策目標 28 美しく魅力あるまち並みが育まれるまち



5. 関係法令・条例等

景観法

枚方市景観条例

屋外広告物法

枚方市屋外広告物条例

太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン（案）【概要版】

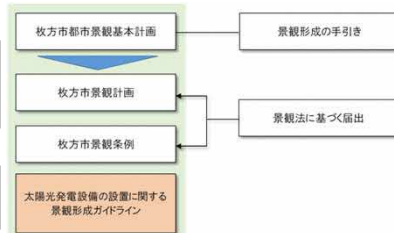
1. ガイドラインの目的

太陽光発電設備は、再生可能エネルギー発電の一つで、国においても長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取り組みを推進しているが、太陽光発電設備の設置方法によっては、周辺へ圧迫感を与える等、**景観への影響が懸念される**。

本ガイドラインは、こうした状況を踏まえて、あらゆる規模や設置形態の太陽光発電設備について、適切に景観配慮が講じられ、景観と調和した形での事業の実施が確保されることを目的としている。

2. ガイドラインの位置付け

枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に示す景観づくりの基本方針などを踏まえ、太陽光発電設備の計画・設計を行う際の解説及び本市の**指導・助言**の根拠として位置づけ



3. ガイドラインの適用対象

- ・建築物や工作物等の**屋上・屋根等**に設置するもの
- ・**土地（水面を含む。）**に**自立するもの**に適用

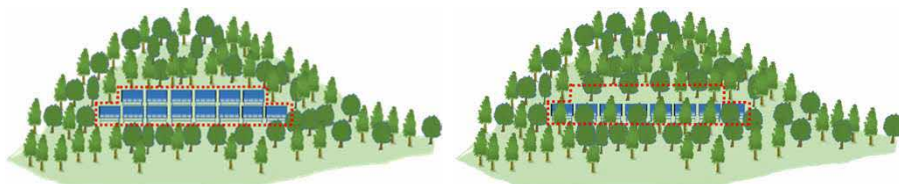
4. ガイドラインに定める景観形成推奨基準

(1) 共通事項

対象項目	景観形成推奨基準（概略）
全体計画	・パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とし、存在感を軽減する。 ・周辺の景観や民家等への圧迫感を軽減し、できる限り目立たないようにする。
太陽光パネル及びこれに附属するもの	色彩
	意匠及び形態
	附属設備
緑化等	・敷地内には、緑を適切に配置する。 ・樹木の伐採は必要最低限とし、既存樹木等の保全をする。 ・太陽光発電設備の目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置する。
維持管理	・定期的に保守点検を行い、適切に維持管理し、景観の悪化を防ぐよう努める。

(2) 東部景観区域における追加推奨基準

対象項目	景観形成推奨基準
全体計画	・太陽光発電設備が山並みの景観から突出しないように工夫をする。また、敷地外から直接見えないよう、目隠しを行う等により、目立たなくなるような工夫をする。



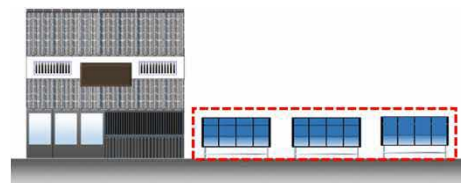
山頂や高台では、太陽光発電設備が突出することで、山並みの景観への影響を与えます。



可能な限り、山頂や高台での設置は避けます。設置する場合は、周辺の樹木より高さを抑えることで、山並みからの突き出しを軽減させます。

(3) 景観重点区域における追加推奨基準

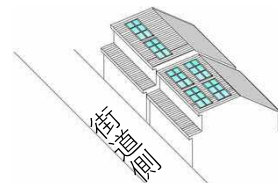
対象項目	景観形成推奨基準
全体計画	・土地に自立する太陽光発電設備の設置を避ける。
意匠及び形態	・屋根に設置する場合は、街道側から直接見えないように配置する。
太陽光パネル及びこれに附属するもの	・架台等はパネル部分と同色か、伝統的なまちなみに調和する色彩とする。



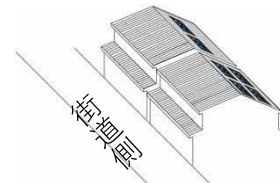
景観重点地区に設置することで、伝統的な街並みに影響を与えます。



伝統的な街並みを保全するため、土地に自立する太陽光発電設備の設置は避け、周辺と調和する建築物や植栽等を検討します。



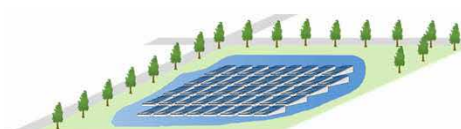
街道側にパネルを設置すると、街並みに違和感を与えます。また、伝統的な街並みに調和しないパネル類の色は、街並みに影響を与えます。



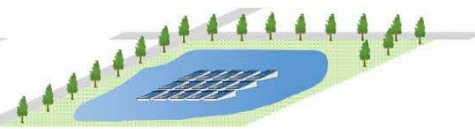
街道側へのパネル設置は避けます。伝統的な街並みに調和した色とし、存在感を隠すことで、伝統的な街並みと調和させます。

(4) 水上設置型太陽光発電設備における追加推奨基準

対象項目	景観形成推奨基準
全体計画	・パネルの水平投影面積は、水面全体の面積に対して概ね50%以下とする。
太陽光パネル及びこれに附属するもの	・架台等は、経年劣化により景観上の支障が生じない材料を使用する。



水面全体に対して太陽光パネルの面積が大きいと、自然景観や野鳥や魚の生育環境へ影響を与えます。



水面全体に対して太陽光パネルの面積は概ね**50%以下**とし、景観や自然への影響を軽減させます。適切に保全を行うことで、良好な景観を保ちます。

デジタルサイネージ（※１）に関する枚方市屋外広告物ガイドラインの改訂（案）概要

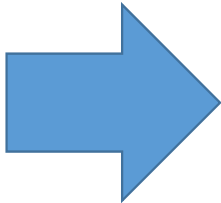
資料 2

1. ガイドライン改訂の背景・目的

ディスプレイ技術の進化や社会情勢の変化により、電子的な表示機器を用いたいわゆる**デジタルサイネージ**という屋外広告物が**まちなかに広がりを見せている**。
デジタルサイネージは、**情報伝達性に優れ**まちなみに賑わいを創出する一方で、その「光」「動き」「音」などから、**周辺景観に悪影響を及ぼす懸念がある**。
将来的な景観阻害要因となり得る、デジタルサイネージに関して、**枚方市屋外広告物ガイドラインの改訂**を行う。

2. デジタルサイネージに関するガイドライン（旧）

区域区分	制限緩和区域	一般制限区域	重点制限区域
	商業地域 近隣商業地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域	左記以外
電光表示 (デジタルサイネージ)	・1面あたりの表示面積 5㎡以内 ・地上からの高さ 10m以内	・1面あたりの表示面積 5㎡以内 ・地上からの高さ 5m以内	表示・設置は控える



デジタルサイネージに関するガイドライン（新）

区域区分		制限緩和区域	一般制限区域	重点制限区域
		商業地域 近隣商業地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
表示面積(1基あたり)		10㎡以内	5㎡以内	
規模等 ※2	屋上広告物	表示・設置しない		
	壁面広告物	建物の幅・高さの範囲内	建物の幅・高さの範囲内かつ 地上面から広告物上端 までの高さは、4m以内	
	その他広告物	地上からの高さ 10m以内	地上からの高さ 4m以内	
	突出広告物 つり下げ広告物	表示・設置しない		
表示位置		交差点付近・信号機・標識等の近傍に 表示・設置しない 連続(2台以上)して設置する場合、輝度に配慮する		
表示画面・ 表示映像	輝度	日中：表示内容が 見える範囲の明るさ とする 夜間：800cd/㎡以下		
	色彩	派手な 高彩度色 としない 背景色に明度の高い色としない		
	速度	ゆっくりとした画面転換 とし、 点滅や動きの速い動画としない		
表示時間		店舗等に付帯して表示・設置するものは、 原則、営業時間内 とする		
表示内容 (コンテンツ)		不快感や不安感を与えないものとする 公序良俗に反しないものとする ニュースや災害時の情報、地域の 情報 などを 含める ことを検討する		
音響		周囲に 不快感を与える音量・音色 としない 音量を設置後に調整できる仕様に		

表示・設置しない

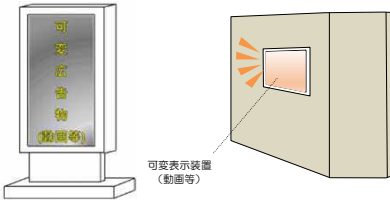
3. その他の配慮事項について

- ・住宅地に向けた表示は控えましょう。
- ◎ 維持管理について**動産保険**への加入を**検討**しましょう。
- ◎ 道路付近に設置する場合は、表示・設置が交通安全上の支障がないか、道路管理者や**交通管理者**（警察・公安委員会）へ**確認**しましょう。
- ・輝度や点灯時間等について夜間景観に配慮しましょう。

◎：今回改定により追加

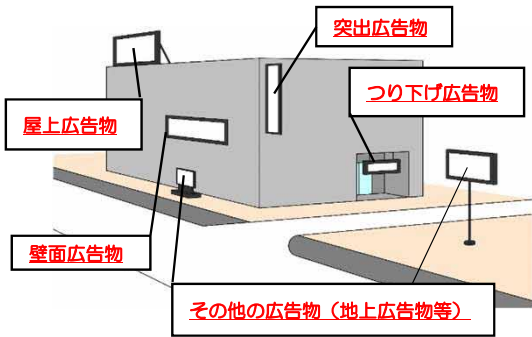
（※１）デジタルサイネージとは

広告物自体が発光することに加えて文字や映像が動く可変表示装置または映像表示装置の総称。



可変表示装置・映像表示装置 イラスト例

（※２）屋外広告物の種類



太陽光発電設備の設置に関する 景観形成ガイドライン(案)

令和6年〇〇月

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課

1. ガイドラインの目的

太陽光発電設備は、太陽の光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する発電方法で、再生可能エネルギー発電の一つです。国においても長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取り組みを引き続き積極的に推進していくこととされています。

その一方で、太陽光発電設備の設置方法によっては、周辺へ圧迫感を与える等、景観への影響が懸念されることから、できる限りその影響を軽減する必要があります。

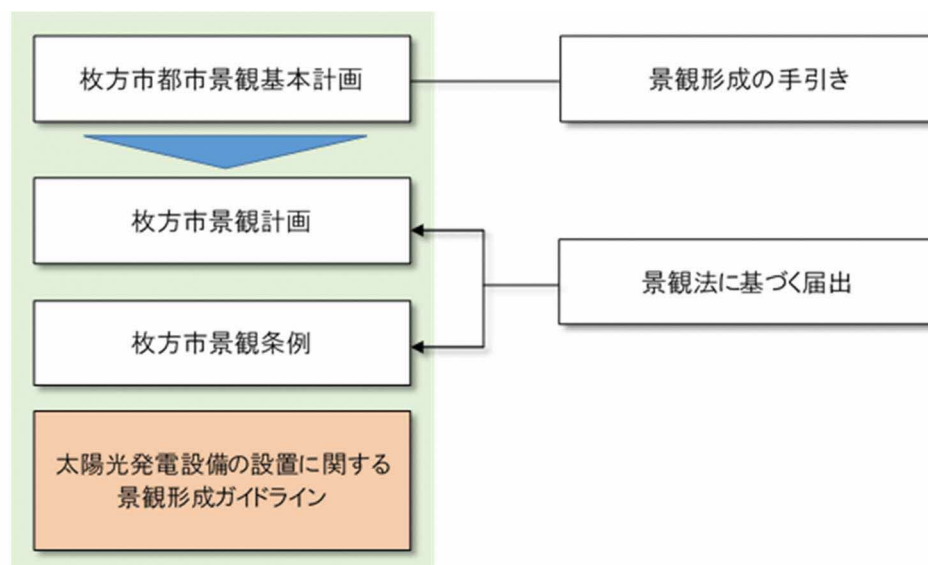
この太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(「以下、本ガイドライン」という。)は、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に示す景観づくりの基本方針などを踏まえ、事業者が景観に配慮した事業計画の策定を容易とし、さらに質の高い景観形成を推進するため、その計画・設計を行う際の本市の推奨基準について記載しています。

本ガイドラインは、こうした状況を踏まえて、あらゆる規模や設置形態の太陽光発電設備について、適切に景観配慮が講じられ、景観と調和した形での事業の実施が確保されることを目的としています。

なお、本ガイドラインの基準のうち必要と認められるものは、今後、枚方市景観計画等の規制基準を見直す際の参考とします。

2. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に示す景観づくりの基本方針などを踏まえ、さらに質の高い景観形成を推進するため、太陽光発電設備の望ましいあり方を示し、その計画・設計を行う際の解説及び本市の指導・助言の根拠として位置づけしました。



本ガイドラインのほか、国等から太陽光発電設備に関するガイドライン等が策定されていますので、必要に応じ参照し、より良い景観形成の推進と共に、環境に配慮し地域との共生を図ることに努めてください。

(参考ガイドライン 例)

- ・太陽光発電の環境配慮ガイドライン【環境省】
- ・農業用ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置に関する手引き【農林水産省農村振興局】
- ・太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン【NEDO】

3. ガイドラインの適用対象範囲について

本ガイドラインが対象とする太陽光発電設備については、以下のものに適用します。

建築物及び工作物等の
屋上・屋根等に設置するもの

土地(水面を含む)に自立するもの

<景観法に基づく届出対象について> 参考

■建築物及び工作物等の屋上・屋根等に設置するものについて

建築物の屋上・屋根等に設置するものについては、建築基準法に規定する建築設備に該当し建築物に含まれることから、景観法においても下表の行為に該当する場合は、届出が必要です。

対象行為	
建築物 及び 工作物等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更

※対象となる規模はP.14 資料編 (3)景観法に基づく届出対象行為についてを参照してください。

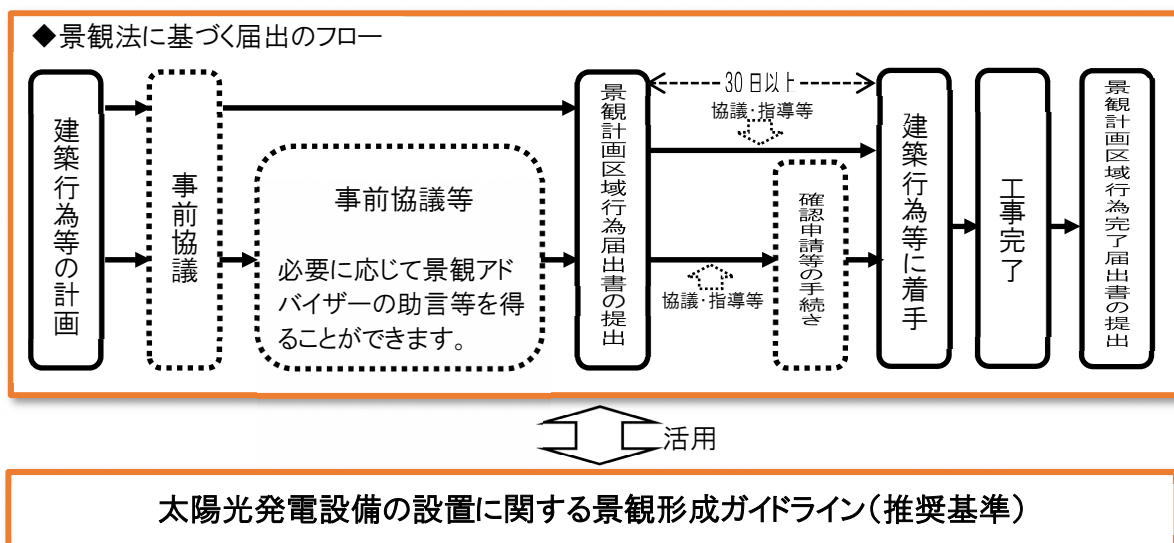
■土地(水面を含む。)に自立するものについて

土地(水面を含む。)に自立する太陽光発電設備については、景観法においては届出対象のものはありません。

4. 本ガイドラインの活用方法について

太陽光発電設備の設置を検討する際には、「枚方市景観計画」に記載している基準を遵守するとともに、本ガイドラインの内容をご理解・ご協力いただき、計画に反映いただきますようお願いいたします。なお、計画が進んだ段階では変更が難しくなりますのでできるだけ早い段階でのご相談をお願いします。

<景観法に基づく届出手続きと本ガイドラインの関係>



5. 良好な景観形成のための景観形成推奨基準について

景観形成推奨基準は共通事項として全体計画・色彩等について推奨基準を定めます。その共通事項に加え、東部景観区域、景観重点区域、水上設置型太陽光発電設備のそれぞれにおいて追加推奨基準を定めます。

※景観計画の区域については P.13 資料編 (2)景観計画の区域についてを参照してください。

(1)共通事項

対象項目		景観形成推奨基準
全体計画		・規模や地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とする等により、人工物の存在感を軽減する工夫をする。 ・周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や、民家等に隣接した場所に設置する場合は、できるだけ後退して周辺の景観や民家等への圧迫感を軽減し、太陽光の反射等に配慮するとともに、植栽等の緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しを行う等により、できる限り目立たないようにする。
太陽光 パネル 及び これに 附属す るもの	色彩	・太陽光パネルの色彩は、原則として、黒又は濃紺系もしくは低明度・低彩度の目立たない色彩とするとともに、周辺から視認可能な場合は周辺の景観と調和した色彩(建築物の屋根等に設置する場合は、屋根等と一体的に見える色彩)とする。 ・フレームや架台の色彩はパネル部分と同色か、周辺の景観と調和する色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。
	意匠 及び 形態	・太陽光発電設備は高さを抑え、周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。 ・太陽光パネルは、低反射性もしくは防眩性の高いものとし、模様が目立たないものを使用する。 ・勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置する。 ・陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景を図る。
	附属設備	・パワーコンディショナやキュービクル、フェンス等の付帯設備は周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度とする。
緑化等		・敷地内には、緑を適切に配置する。 ・樹木の伐採は必要最低限とし、既存樹木等の保全をする。 ・道路から見える場所や、隣接して住宅等がある場合は、太陽光発電設備の目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置する。
維持管理		・太陽光発電設備(付帯設備を含む)及び敷地については、定期的に保守点検を行う等により、適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化を防ぐよう努める。

(2) 東部景観区域における追加推奨基準について

対象項目	景観形成推奨基準
全体計画	・山頂や尾根線、丘陵地や高台等での設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電設備が山並みの景観から突出しないように工夫をする。(土地の形状に違和感を与えない。)また、敷地外から直接見えないよう、植栽等で目隠しを行う等により、できる限り目立たなくなるような工夫をする。

(3) 景観重点区域における追加推奨基準について

対象項目	景観形成推奨基準
全体計画	・景観重点区域、歴史的景観建造物近傍では、土地に自立する太陽光発電設備の設置を避ける。
意匠及び形態	・屋根に設置する場合は、街道側から直接見えないように配置する。
太陽光パネル及びこれに附属するもの	・フレームや架台の色彩はパネル部分と同色か、派手なものとはせず、周辺の伝統的なまちなみに調和する色彩とする。

※歴史的景観建造物:歴史的建築物等で、都市景観の形成上重要な価値があると認めるもの

(4) 水上設置型太陽光発電設備における追加推奨基準について

対象項目	景観形成推奨基準
全体計画	・太陽光パネルの水平投影面積は、水面全体の面積に対して概ね 50%以下とする。
太陽光パネル及びこれに附属するもの	・太陽光パネルを支持する架台等は、経年劣化により景観上の支障が生じない材料を使用する。

■景観形成推奨基準に関する解説

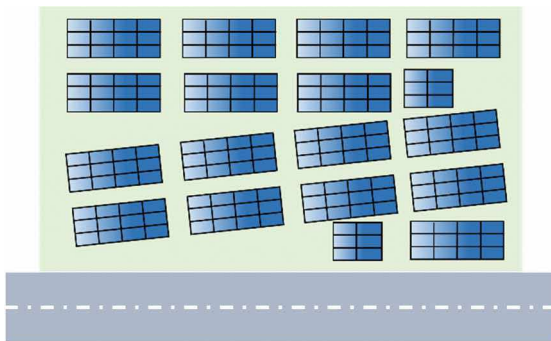
(1) 共通事項

全体計画

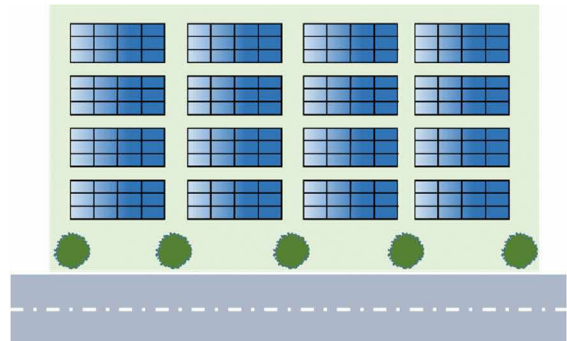
・規模や地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とする等により、人工物の存在感を軽減する工夫をする。



配置が乱雑なため、周辺への存在感が増します。

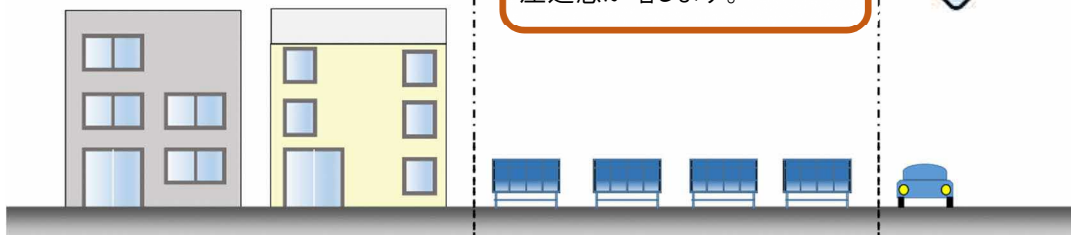


統一感を持たせることで周辺への存在感を軽減させます。

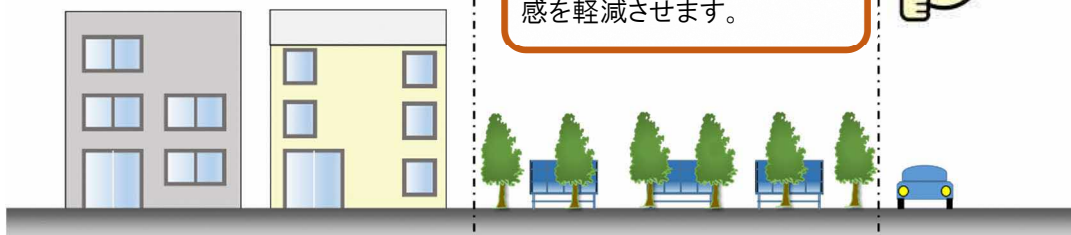


・周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や、民家等に隣接した場所に設置する場合は、できるだけ後退して周辺の景観や民家等への圧迫感を軽減し、太陽光の反射等に配慮するとともに、植栽等の緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しを行う等により、できる限り目立たないようにする。

緩衝帯がないため、周辺への圧迫感が増します。



植栽によって、周辺への圧迫感を軽減させます。



太陽光パネル及びこれに附属するもの

【色彩】

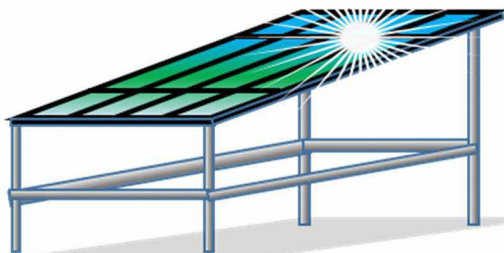
- ・太陽光パネルの色彩は、原則として、黒又は濃紺系もしくは低明度・低彩度の目立たない色彩とするとともに、周辺から視認可能な場合は周辺の景観と調和した色彩（建築物の屋根等に設置する場合は、屋根等と一体的に見える色彩）とする。
- ・フレームや架台の色彩はパネル部分と同色か、周辺の景観と調和する色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。

【意匠及び形態】

- ・太陽光発電設備は高さを抑え、周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
- ・太陽光パネルは、低反射性もしくは防眩性の高いものとし、模様が目立たないものを使用する。



彩度の高いパネルや反射性の高いパネルは周辺から目立ちます。



低彩度や防眩性の高いものとし、周辺の景観と調和させます。



【附属設備】

- ・パワーコンディショナやキュービクル、フェンス等の付帯設備は周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度とする。



キュービクルやフェンス等の付帯設備は、低彩度とし、周辺の景観と調和させます。



太陽光パネル及びこれに附属するもの（建築物の屋根に設置する場合）

【意匠及び形態】

- ・勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置する。
- ・陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景を図る。



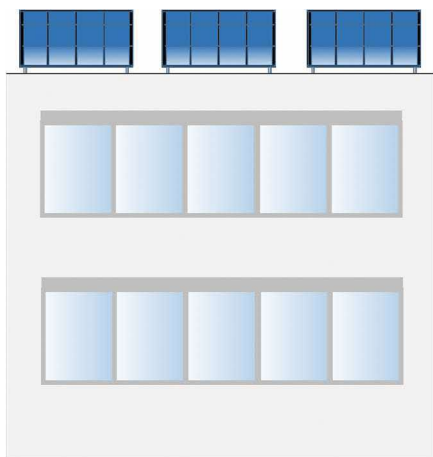
パネルが屋根より突出するため、存在感が増します。



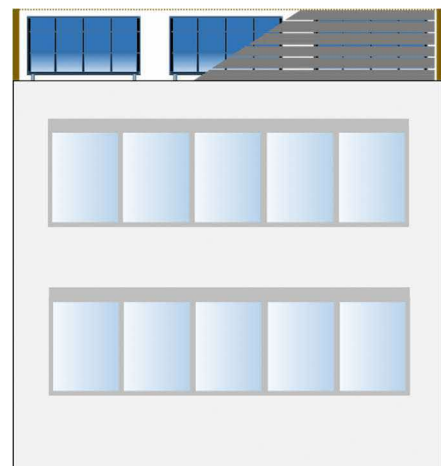
屋根面内に設置し、屋根と一体感を持たせることで存在感を軽減させます。



パネルが屋上より突出するため、存在感が増します。



屋上にルーバー等を設置し、建物と一体感を持たせることで存在感を軽減させます。

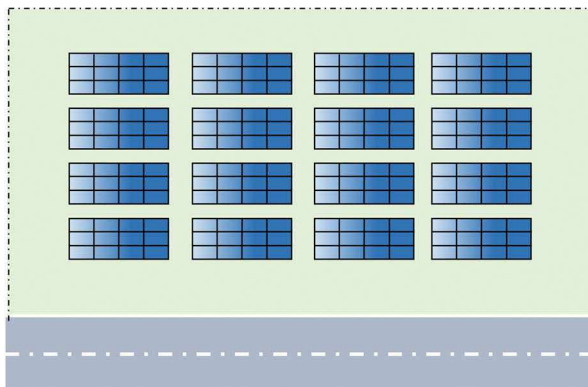


緑化等

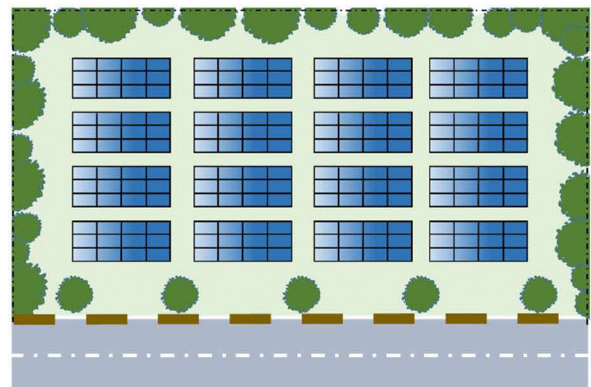
- ・敷地内には、緑を適切に配置する。
- ・樹木の伐採は必要最低限とし、既存樹木等の保全をする。
- ・道路から見える場所や、隣接して住宅等がある場合は、太陽光発電設備の目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置する。



敷地内に植栽がないため、周辺への存在感が増します。



樹木の伐採を必要最低限とすることや道路等から見える位置に目隠しを施すことで周辺への存在感を軽減さ

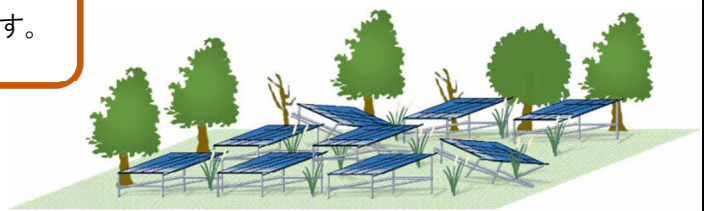


維持管理

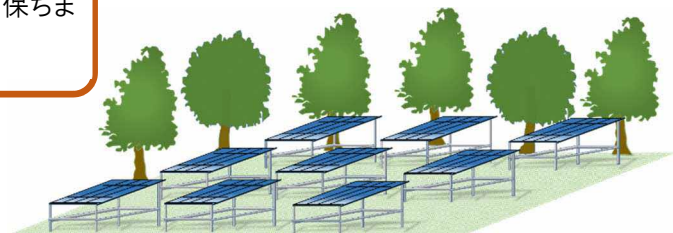
- ・太陽光発電設備（付帯設備を含む）及び敷地については、定期的に保守点検を行う等により、適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化を防ぐよう努める。



植栽の管理や設備の保全が適切でないと、周辺の景観に影響を与えます。



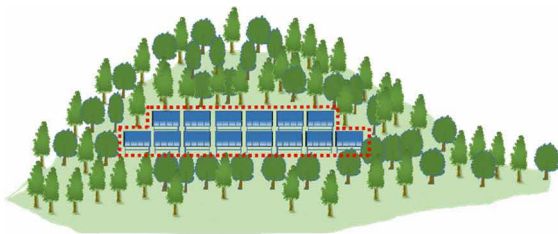
適切に保全を行い、良好な景観を保ちます。



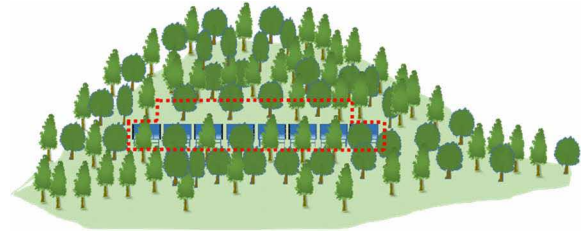
(2) 東部景観区域における追加推奨基準

全体計画

・山頂や尾根線、丘陵地や高台等での設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電設備が山並みの景観から突出しないように工夫をする。(土地の形状に違和感を与えない。)また、敷地外から直接見えないよう、植栽等で目隠しを行う等により、できる限り目立たなくなるような工夫をする。

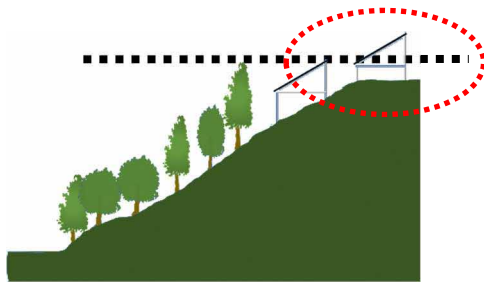


山頂や高台では、太陽光発電設備が突出することで、山並みの景観への影響を与えます。



可能な限り、山頂や高台での設置は避けます。設置する場合は、周辺の樹木より高さを抑えることで、山並みからの突き出しを軽減させます。

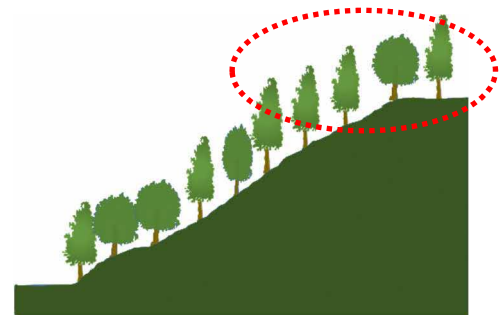
○山並みからの突き出しへの対応例



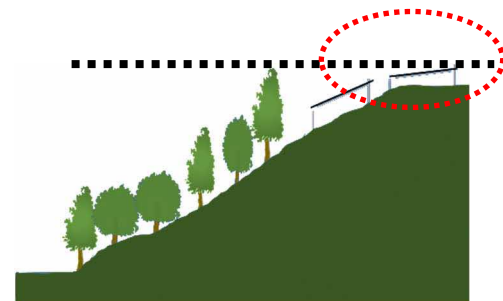
山並みから突出している。



配慮した場合



太陽光発電の設置を避ける。

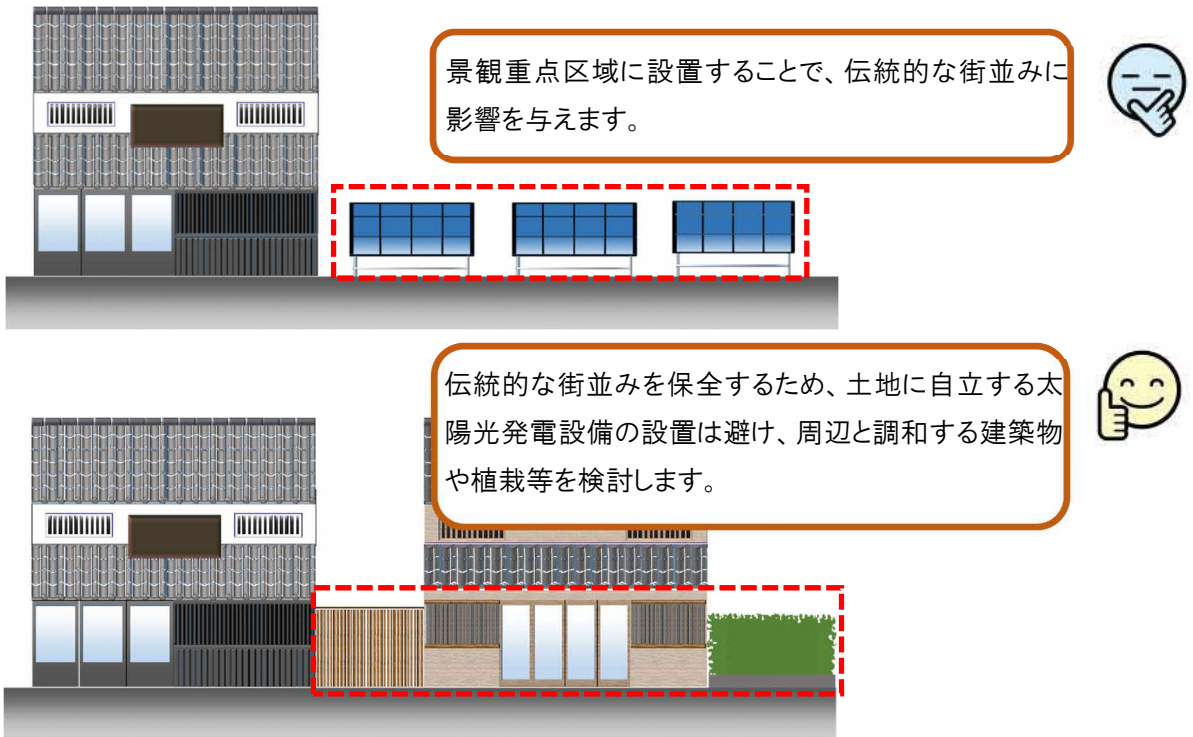


太陽光発電の設置高さを抑える。

(3)景観重点区域における追加推奨基準

【全体計画】

- ・景観重点区域、歴史的景観建造物近傍では、土地に自立する太陽光発電設備の設置を避ける。



【意匠及び形態】

- ・屋根に設置する場合は、街道側から直接見えないように配置する。

【太陽光パネル及びこれに附属するもの】

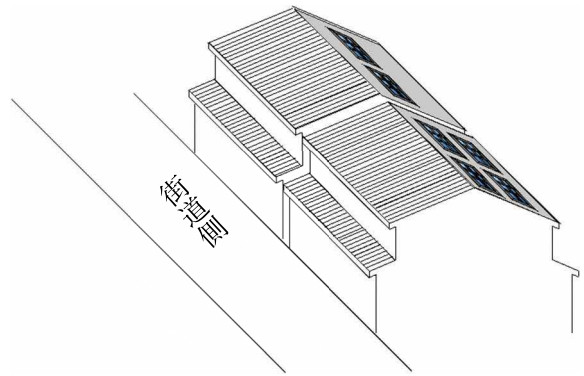
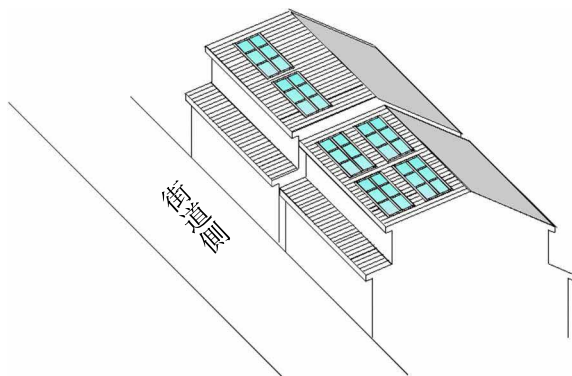
- ・フレームや架台の色彩はパネル部分と同色か、派手なものとはせず、周辺の伝統的なまちなみに調和する色彩とする。



街道側にパネル設置すると、街並みに違和感を与えます。また、伝統的な街並みに調和しないパネル類の色は、街並みに影響を与えます。



街道側へのパネル設置は避けます。伝統的な街並みに調和した色とし、存在感を隠すことで、伝統的な街並みと調和させます。



(4)水上設置型太陽光発電設備における追加推奨基準

【全体計画】

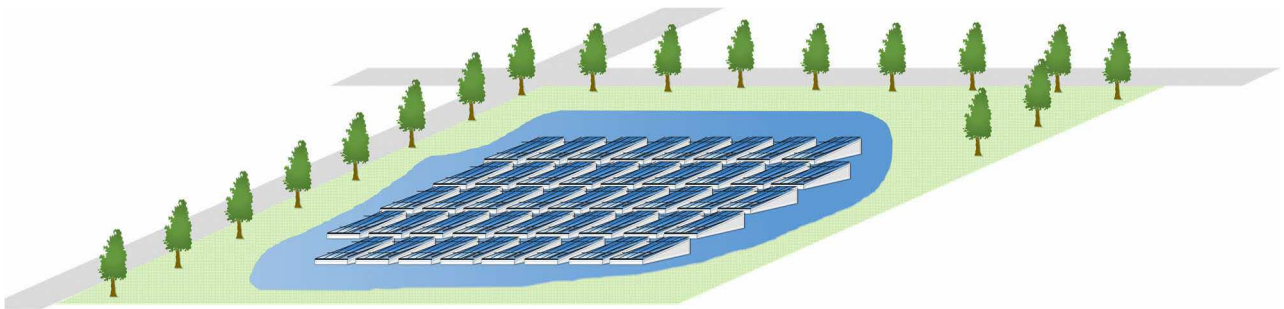
- ・太陽光パネルの水平投影面積は、水面全体の面積に対して概ね 50%以下とする。

【太陽光パネル及びこれに附属するもの】

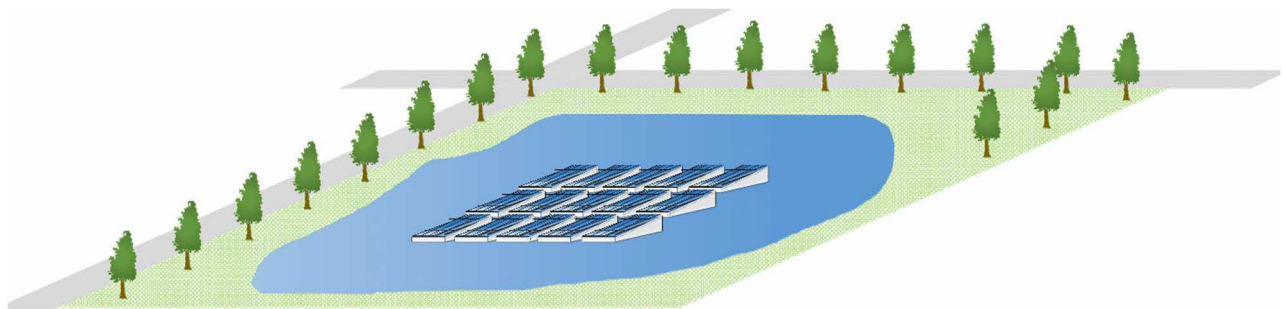
- ・太陽光パネルを支持する架台等は、経年劣化により景観上の支障が生じない材料を使用する。



水面全体に対して太陽光パネルの面積が大きいと、
自然景観や野鳥や魚の生育環境へ影響を与えます。



水面全体に対して太陽光パネルの面積は概ね 50%以下
とし、景観や自然への影響を軽減させます。
適切に保全を行うことで、良好な景観を保ちます。



■ 資料編

(1)用語集

本ガイドラインで使用している用語について、以下に示します。

①太陽光発電設備

太陽光パネルやパワーコンディショナ等、太陽光発電のために設置される設備の総称

②太陽光パネル

複数の太陽電池セルを所定の出力が得られるように電氣的に接続したものを、長期間の使用に耐えられるようガラスや樹脂を用いて封止し、機械的強度を確保するとともに、固定設置するための枠等を取り付けたもの。

③パワーコンディショナ

太陽電池からの直流電力を一般の電気器具で使用可能な交流電力に変換するとともに、商用系統との連系運転や自動運転に必要な各種保護・制御機能を備えたもの。

④キュービクル

太陽光から返還された低圧の電気を、送電のために 6,600 ボルト等の高圧に変換する設備のこと。設備容量が 50kW 以上の太陽光発電設備の場合、電気事業法により高圧又は特別高圧連系する必要があるため変圧(昇圧)が必要となる。

⑤フレームや架台

太陽光パネルを屋根や地面に固定するために用いる構造体。

(2) 景観計画の区域について

■ 景観計画の区域

○ 枚方市全域

■ 区域区分

○ 一般区域

景観計画区域のうち、「景観形成区域」と
「景観重点区域」を除く区域

○ 景観形成区域

道路景観軸

国道 1 号・170 号と、第二京阪道路の
道路境界から両側 50mの幅の区域

河川景観軸

淀川沿岸の河川区域から 500m幅を基
本とした区域と、穂谷川沿岸及び天野
川沿岸の河川区域から 50m幅の区域

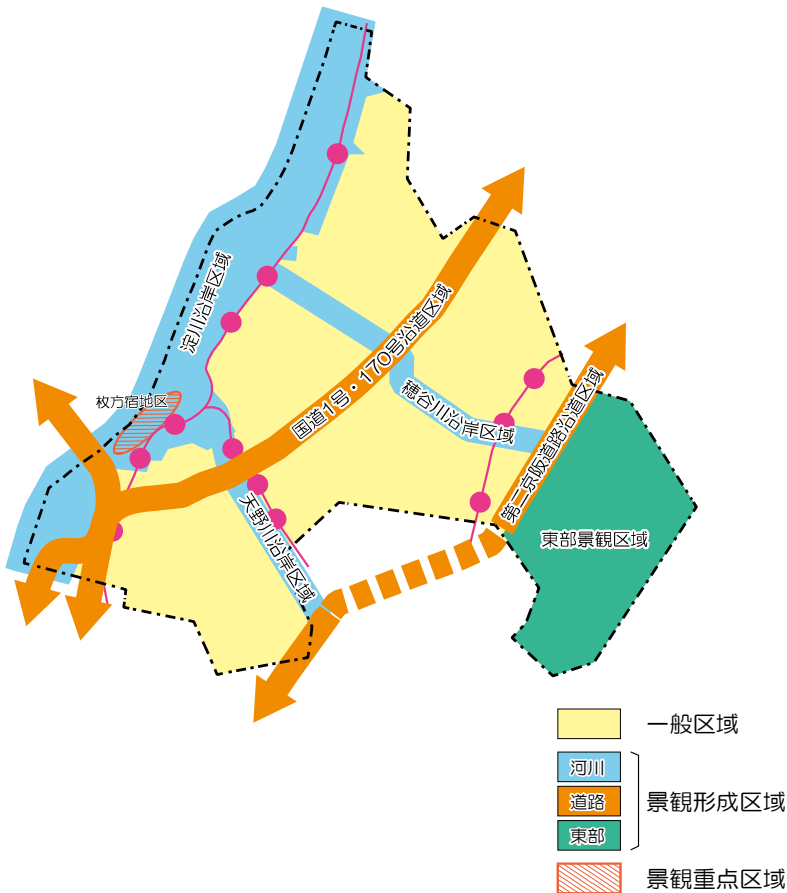
東部景観区域

第二京阪道路より東側の区域

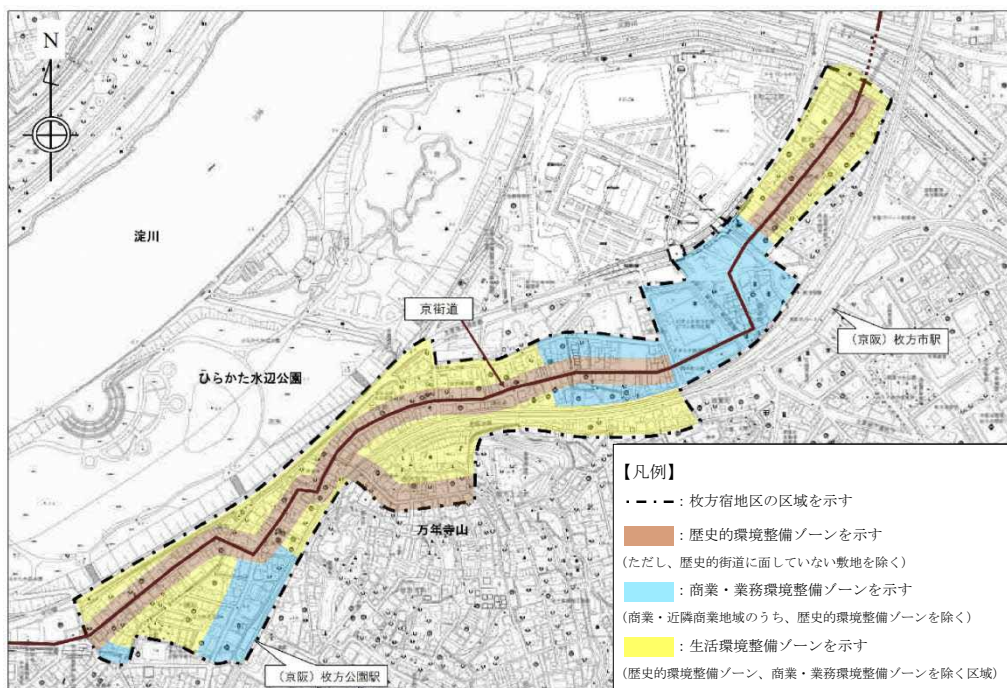
○ 景観重点区域

枚方宿地区

新町 1 丁目、岡本町、三矢町、堤町、
岡南町、枚方上之町及び枚方元町地
内の下図に示す区域



● 枚方宿地区 区域図（景観重点区域）



(3)景観法に基づく届出対象行為について

※次に示す□のいずれかに該当するものが対象となります

対象行為		市域全域(景観重点区域以外)	景観重点区域(枚方宿地区)
建築物		☐ 高さが 15m を超えるもの ☐ 建築面積が 1,500m ² を超えるもの ☐ 延べ面積が 3,000m ² を超えるもの	☐ 全ての建築物
工作物	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	☐ 高さが 15mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ☐ 高さが 15m又は築造面積が 1,500m ² を超える擁壁、垣、さく、ウォータースhoot、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油・ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等 ☐ 高さが 5mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの ☐ 幅員が 12m 以上、又は、延長が 30m 以上の橋梁、跨線橋その他これらに類するもの	☐ 建築確認申請が必要な規模の煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、ウォータースhoot、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油・ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等 ☐ 垣、さくその他これらに類する工作物等 ※ただし、枚方宿地区の生活環境整備ゾーン、商業・業務環境整備ゾーンにおいては、高さ 2m を超えるものに限る。 ☐ 高さが 5m を超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの ☐ 幅員が 12m 以上、又は、延長が 30m 以上の橋梁、跨線橋その他これらに類するもの
土地		☐ 1ha 以上の規模の開発行為	☐ 500 m ² 以上の規模の開発行為

※景観重点区域とは枚方市景観計画において定められた区域です。

※建築物に係る行為については、敷地内の全ての建築物(既存も含む。)の最高の高さまたは面積の合計が上記□のいずれかに該当する場合、対象となります。(景観重点区域以外での増改築で、増改築する部分が上記□のいずれにも該当しない場合で、かつ増改築する部分の延べ面積の合計が既存建築物の延べ面積の 1/10 以下の場合には届出対象外としています。)

※マンションの屋上などに新たに設置する携帯電話のアンテナなどの小規模な工作物の増築(建築基準法施行令第 138 条各項に示されたもの以外)については対象外とします。

※景観法、枚方市景観条例により、通常管理行為や非常災害のため必要な応急処置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については対象外としています。

枚方市 屋外広告物 ガイドライン(案)

～より安全で魅力的な広告景観のために～



令和6年●月

はじめに

枚方には淀川や東部地区の里山など豊かな自然があります。また先人によって築きあげられた独自の文化や歴史、生活と一体となり形成された里山や田園が広がり、こうした風土や自然が枚方の個性的な景観の基本をつくっています。

看板などの屋外広告物は、社会生活を営む上で必要な情報を提供する有益なものであり、また繁華街では屋外広告物そのものが景観を構成する要素にもなりえるものです。しかし、無秩序に氾濫されると、これまでの歴史の中で育まれた景観を損ねるおそれがあります。また適切に管理されず放置された屋外広告は、表示・設置する人のイメージを損ねるだけでなく、落下事故など通行する人々に危害を与えるおそれがあります。

このことから、枚方の景観をさらに魅力的なものとし、また枚方をさらに安全なまちとするため、枚方市としてさらに望ましい広告景観の考え方や配慮すべき事項、目安となる基準等をこの「枚方市屋外広告物ガイドライン」にまとめました。

最後に、屋外広告物に携わる方が本ガイドラインを活用することで、望ましい広告景観を創出し、枚方の魅力を高める良好な景観形成の一翼を担っていただけることを願います。

目次

本編

1	ガイドラインについて	24
(1)	屋外広告物とは	24
(2)	ガイドラインの目的	25
(3)	ガイドラインの位置づけ	25
(4)	ガイドラインの対象者	26
(5)	ガイドラインの活用方法	26
2	共通のガイドライン	27
(1)	大きさ・高さ	27
(2)	色彩	27
(3)	表示・設置の量	28
(4)	統一感の演出	29
(5)	安全性	30
3	種類別ガイドライン	31
(1)	照明・電光表示（デジタルサイネージ）を伴う広告物	31
(2)	道先案内図	35
(3)	簡易広告物（貼紙・貼札等・広告旗・立看板等）	36
(4)	車両ラッピング広告	37
(5)	仮囲い	37
(6)	屋内広告物（屋外の公衆に表示するものに限る）	37
4	地域別ガイドライン	38
	資料編	40
	参考資料1 照明・電光表示（デジタルサイネージ）を伴う広告物	40
	参考資料2 事例集	44

1 ガイドラインについて

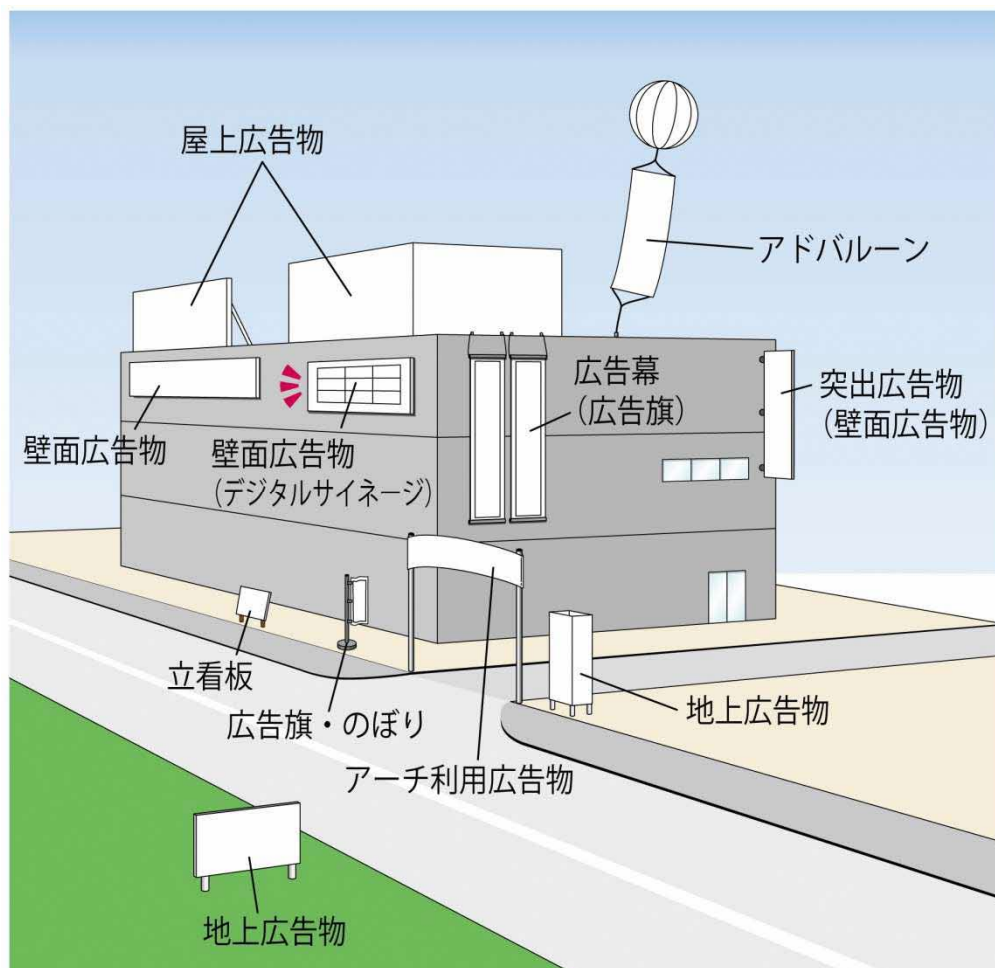
(1) 屋外広告物とは

屋外広告物とは常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示・設置される立看板、はり紙、地上広告物、壁面広告物、屋上広告物、広告旗などの広告物をいいます。

このなかには商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名の表示、各種の行事、催物、集会等の案内など公衆に宣伝、広報するものも含まれます。

ただし、次のようなものは屋外広告物に該当しません。

- 街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
- 建築物や自動車の窓ガラス等の内側から貼られたもの
- 駅、工場、野球場内等で、その構内に入る特定の人を対象とするもの
- 単に光を発するもの（サーチライトなど）



【屋外広告物の種類】

(2) ガイドラインの目的

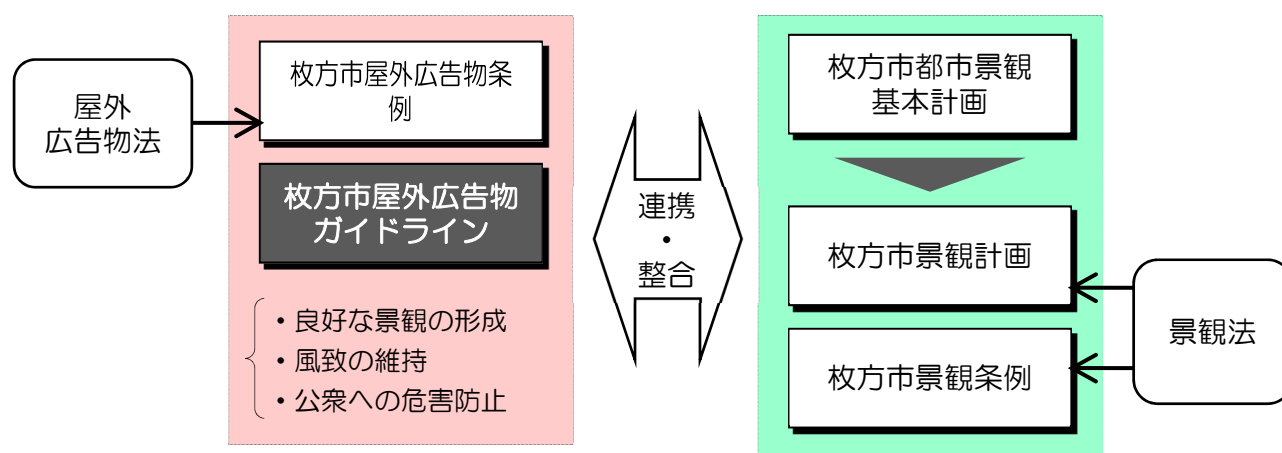
屋外広告物は景観に与える影響が非常に大きく、また適正に表示・設置されなければ落下等の事故を起こし得るものです。このことから、枚方市（以下、「本市」という。）では屋外広告物の表示・設置について、枚方市景観計画と連携を図り枚方市屋外広告物条例でその基準（以下、「規制基準」という。）を定めています。

この枚方市屋外広告物ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に示す景観づくりの基本方針などを踏まえ、さらに質の高い景観形成や公衆への危害防止を推進するため、広告物の望ましいあり方を示し、その計画・設計を行う際の解説及び本市の指導・助言の根拠として位置づけました。

広告物の表示・設置を行うに当たっては、本ガイドラインを参考にいただき、本市の魅力を高め、良好な景観形成の一翼を担っていただけることを願います。

なお、本ガイドラインの基準のうち必要と認められるものは今後、規制基準を見直す際の参考とします。

(3) ガイドラインの位置づけ



- 屋外広告物条例：屋外広告物の表示・設置に係る規制基準（表示・設置できる区域や大きさの基準）を規定したもの
- 本ガイドライン：質の高い景観形成・公衆への危害防止を推進するための基準（以下、「推奨基準」という。）を示したもの（項目によっては規制基準より上乗せした基準）

※本ガイドラインのほか、関係法令等（道路法や道路交通法等）を遵守してください。

(4) ガイドラインの対象者

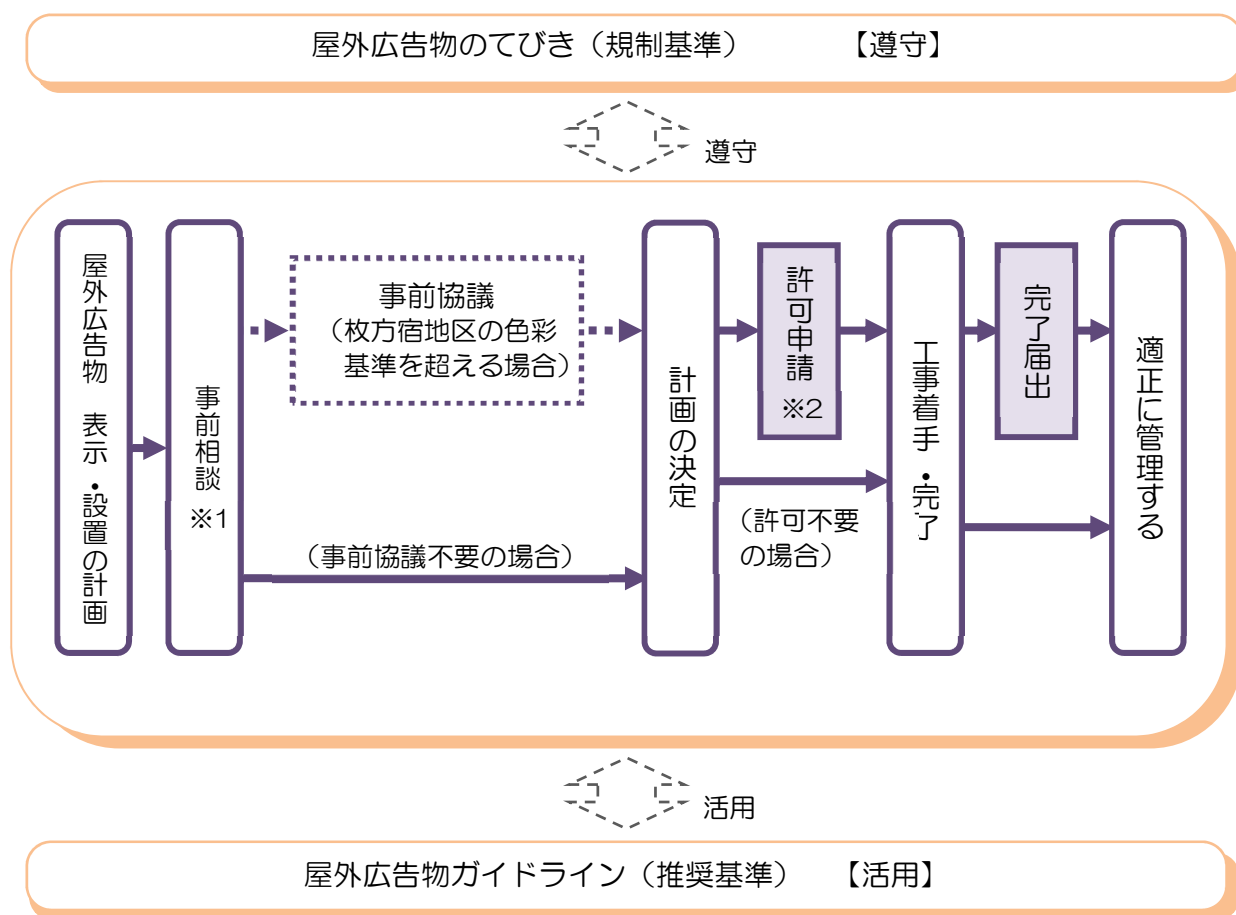
広告物の計画、表示・設置、管理に関わる全ての人を対象とします。

(5) ガイドラインの活用方法

屋外広告物の表示・設置を検討する際には、「屋外広告物のてびき」^(※)に掲載している本市の規制基準を遵守するとともに、本ガイドラインの内容をご理解・ご活用いただき、計画に反映いただきますようお願いいたします。なお、計画が進んだ段階では変更が難しくなりますので、できるだけ早い段階でのご相談をお願いいたします。

※ 「屋外広告物のてびき」…規制基準と申請手続きの概要を示したもの。

<屋外広告物条例に係る手続きと本ガイドラインの関係>



※1 必要に応じて景観アドバイザーの助言等を得ることができます。

※2 別途建築確認申請等が必要な場合があります。

2 共通のガイドライン

全市共通の屋外広告物の望ましい表示・設置のあり方について解説します。

(1) 大きさ・高さ

- 大きさ・高さについては、用途地域に基づき設定した下表の区域区分ごとに、同表の推奨基準を目安に計画しましょう。
なお、規制基準の方が厳しい制限となる場合は、規制基準を遵守してください。

区域区分	制限緩和区域	一般制限区域	重点制限区域
	商業地域 近隣商業地域	第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、準工業地域、工業地域、 工業専用地域、市街化調整区域	左記以外
屋上広告物	縦：建物の高さの 1/3 以内 横：建物の幅の範囲内	縦：建物の高さの 1/3 以内 横：建物の幅の範囲内	縦：建物の高さの 1/5 以内 横：建物の幅の範囲内
壁面広告物	外壁各面の表示面積の合計が 取り付け壁面の 1/3 以内	外壁各面の表示面積の合計が 取り付け壁面の 1/3 以内	外壁各面の表示面積の合計が 取り付け壁面の 1/5 以内
地上広告物	地上からの高さ 10m以内	地上からの高さ 10m以内	地上からの高さ 10m以内

(注) 用途地域は市ホームページまたは所管窓口で調べることができます。

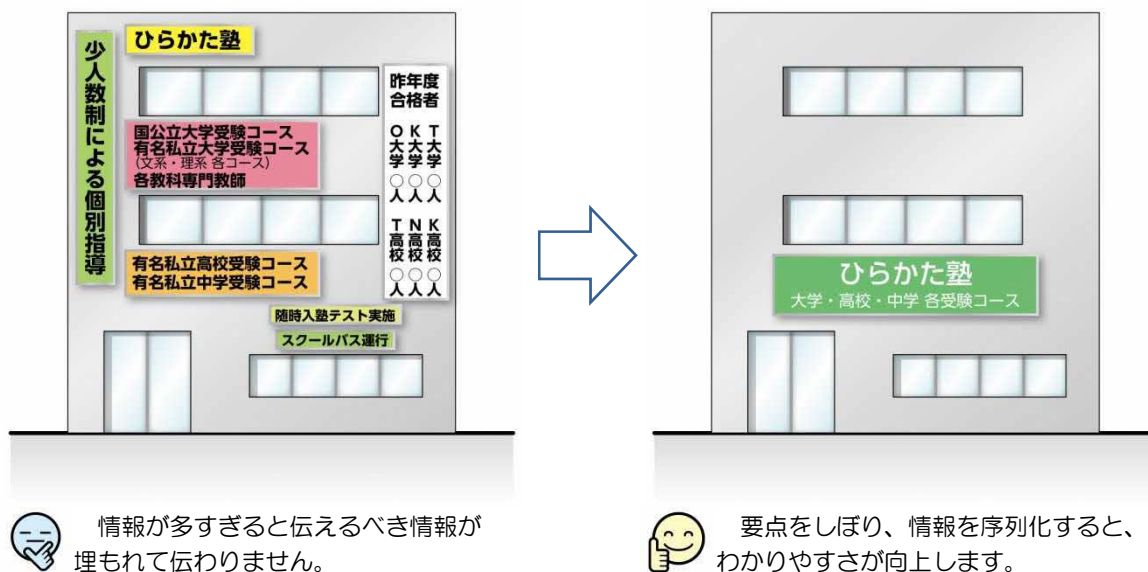
(2) 色彩

- 周辺景観や建物壁面の色彩から著しく突出した色彩を過大に使用しないようにし、下表の推奨基準を目安に計画しましょう。(用途地域が商業地域、近隣商業地域は除く。)

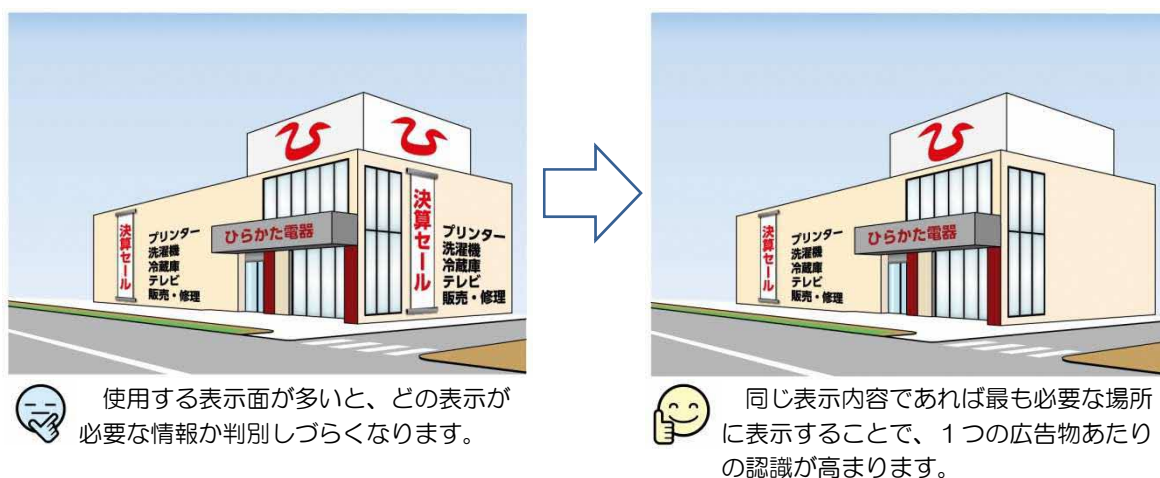
色彩の推奨基準
以下の彩度を超える色の面積を、各表示面の 1/3 以内とする。 ・ R (赤)、YR (橙) 系の色相の場合、 彩度 10 ・ Y (黄) 系の色相の場合、 彩度 8 ・ その他の色相の場合、 彩度 6 ※JIS のマンセル表色系による ただし、着色していない石、土、レンガ、木、金属、ガラス、その他自然素材の場合を除く。

(3) 表示・設置の量

- 情報を整理してメリハリのある表示内容とし、内容は簡潔にしましょう。

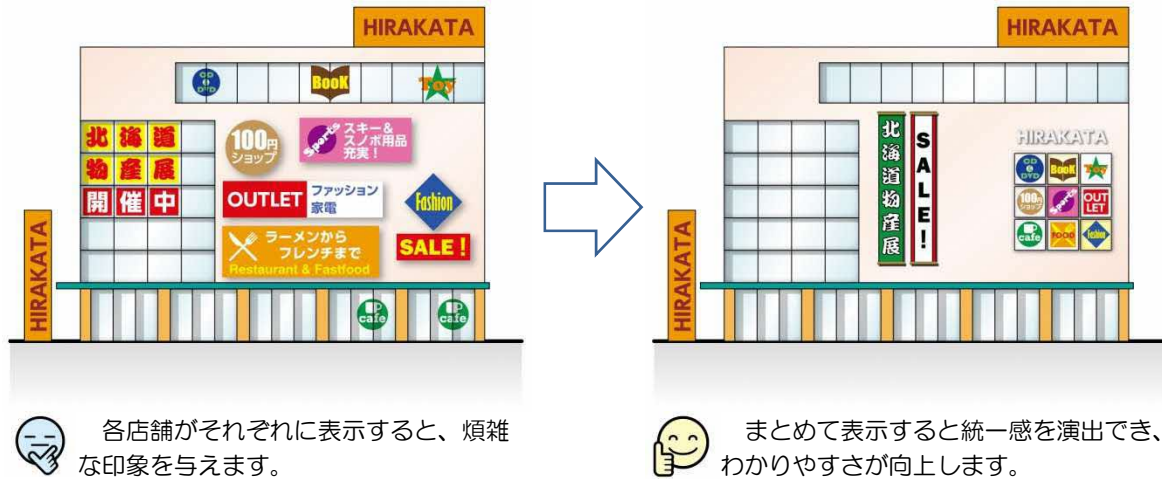


- 同じ表示内容（表示目的）のものは最も効果的な位置に表示するなど、最小限に留めましょう。

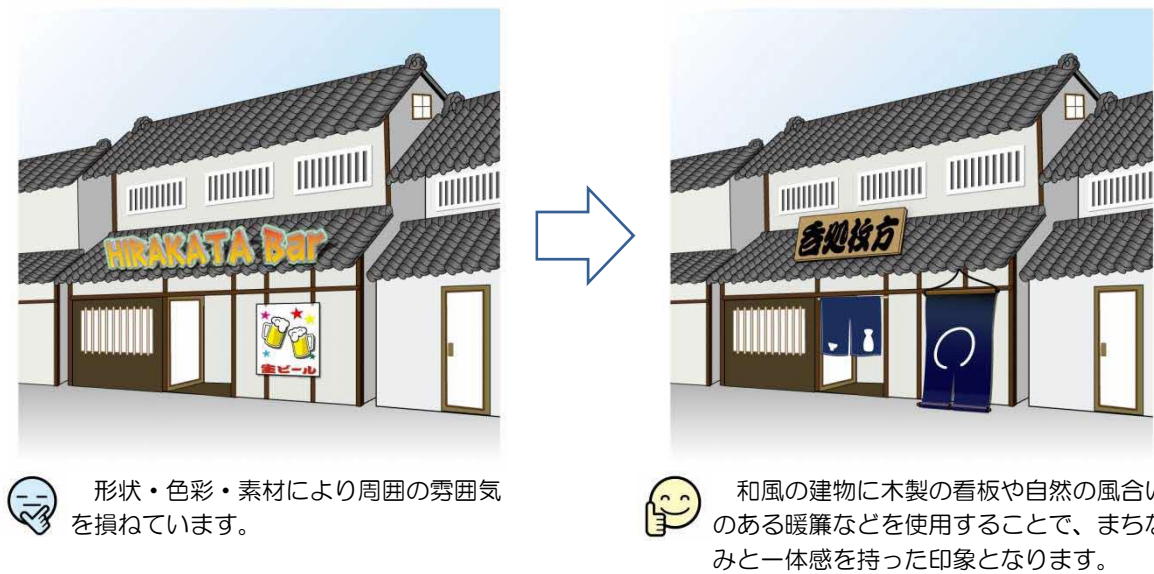


(4) 統一感の演出

- 複数表示する場合は、位置・高さ・大きさ・色彩・形状等を統一しましょう。



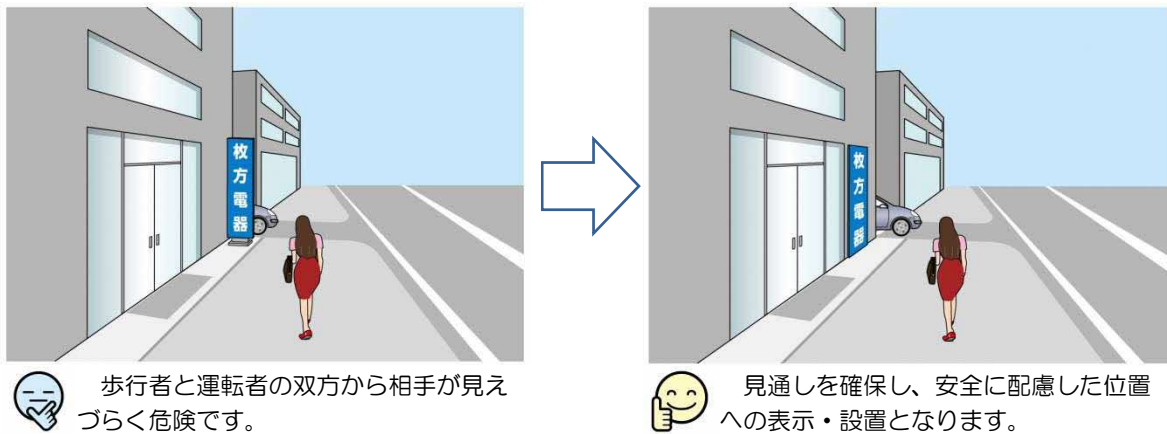
- 形状・色彩・素材等は周囲の雰囲気になじむものとしましょう。



(5) 安全性

A) 交通安全への配慮

- 建物の出入口付近や交差点付近では、信号の視認性、歩行者・自転車の通行の妨げにならないよう、見通しや安全に配慮した位置に表示・設置しましょう。



B) 計画

- あらかじめ維持管理計画を立てて位置・構造等を決定しましょう。



ポイント

- ① 広告物の位置は、日常的な点検が難しい屋上や高所への設置はやめましょう。
- ② 災害等により広告物に異常が生じた際の対応も計画しましょう。
- ③ イニシャルコストだけでなくランニングコストも考慮しましょう。
- ④ 安全性が求められる位置・規模の広告物は、屋外広告士や建築士などの専門家に依頼して作りましょう。

C) 点検

- 日常的に点検しましょう。
また、安全性が求められる位置・規模の広告物は、屋外広告士や建築士などの専門家に定期的な点検を依頼しましょう。

D) 撤去

- 必要のないものや古くなったものは撤去しましょう。

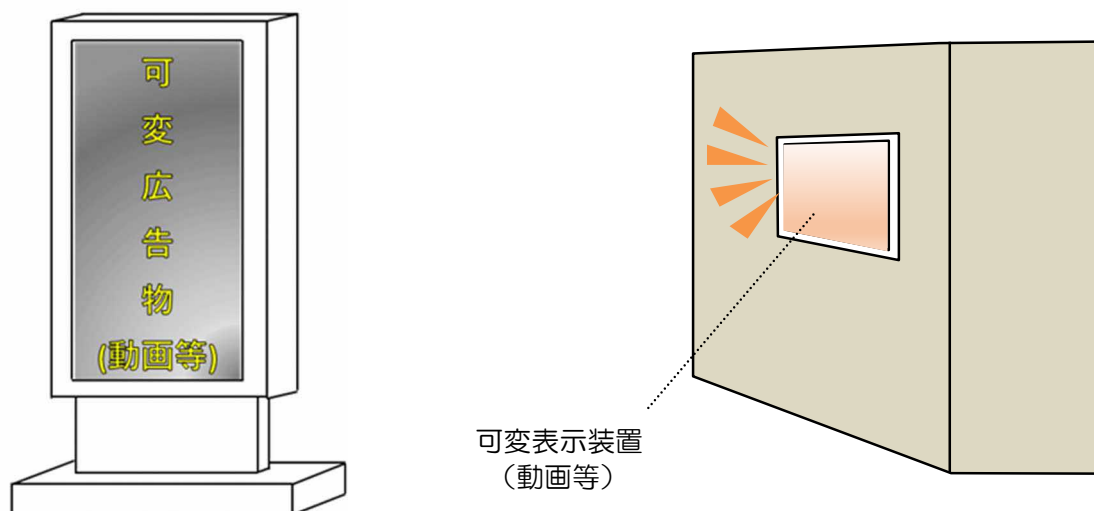
3 種類別ガイドライン

屋外広告物の種類から考える望ましい表示・設置のあり方について解説します。

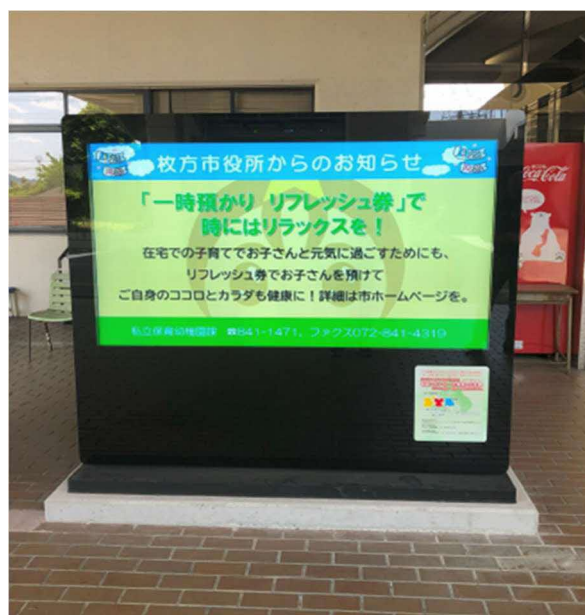
(1) 照明・電光表示（デジタルサイネージ）を伴う広告物

- デジタルサイネージとは

広告物自体が発光することに加えて文字や映像が動く可変表示装置または映像表示装置の総称をいいます。



可変表示装置・映像表示装置 イラスト例



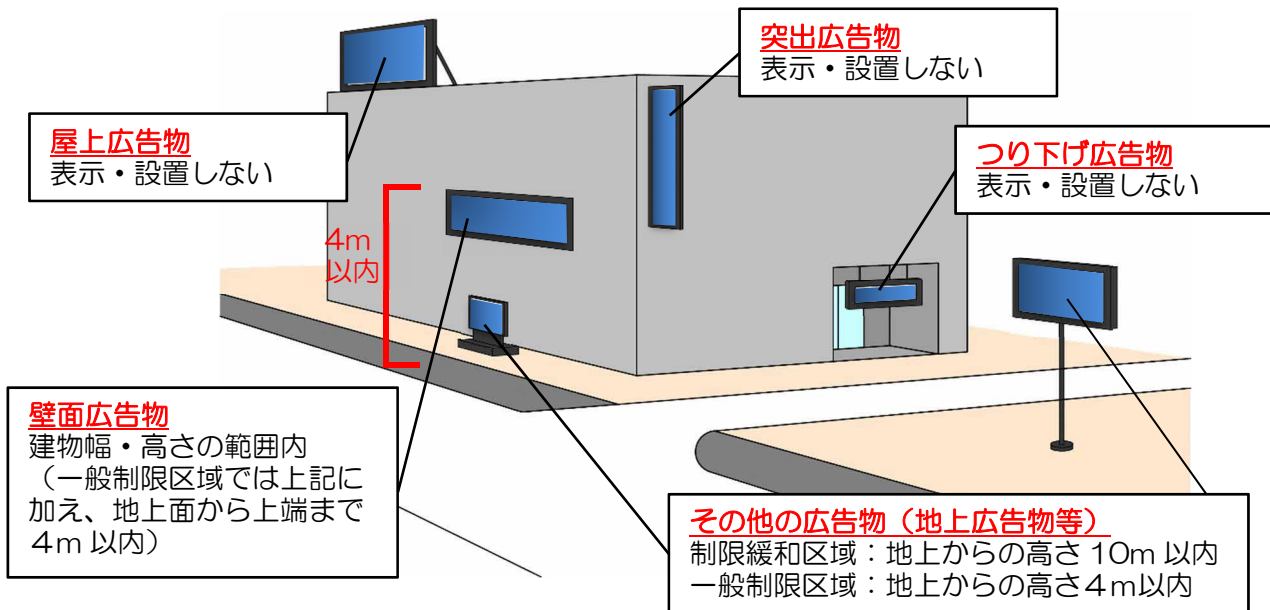
可変表示装置・映像表示装置 設置事例

デジタルサイネージについては、用途地域に基づき設定した下表の区域区分ごとに、同表の推奨基準を目安に計画しましょう。

区域区分		制限緩和区域	一般制限区域	重点制限区域
		商業地域 近隣商業地域	第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、準工業地域、工業地域、 工業専用地域、市街化調整区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
表示面積 (1基あたり)		10㎡以内	5㎡以内	
規模等	屋上広告物	表示・設置しない		
	壁面広告物	建物の幅・高さの 範囲内	建物の幅・高さの範囲内かつ 地上面から広告物上端 までの高さは、4m 以内	
	その他広告物	地上からの高さ 10m以内	地上からの高さ 4m以内	
	突出広告物 つり下げ広告物	表示・設置しない		
表示位置 ^{A)}		交差点付近・信号機・標識等の近傍に表示・設置しない 連続(2台以上)して設置する場合、輝度に配慮する		
表示画面・ 表示映像 ^{B)}	輝度	日中：表示内容が見える範囲の明るさとする 夜間：800cd/㎡以下		
	色彩	派手な高彩度色としない 背景色に明度の高い色としない		
	速度	ゆっくりとした画面転換とし、 点滅や動きの速い動画としない		
表示時間		店舗等に付帯して表示・設置するものは、 原則、営業時間内とする		
表示内容 (コンテンツ) ^{C)}		不快感や不安感を与えないものとする 公序良俗に反しないものとする ニュースや災害時の情報、地域の情報などを 含めることを検討する		
音響 ^{D)}		周囲に不快感を与える音量・音色としない 音量を設置後に調整できる仕様にする		

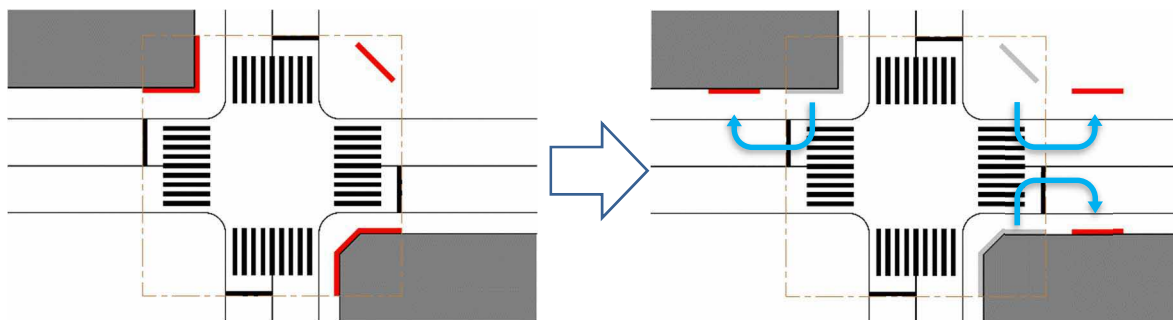
表示・設置しない

(注) 用途地域は市ホームページまたは所管窓口で調べることができます。



A) 表示位置

信号機との誤認を招き、運転者の不注意につながる可能性があることから、交差点付近・信号機・標識等の近傍への表示・設置をしないようにしましょう。

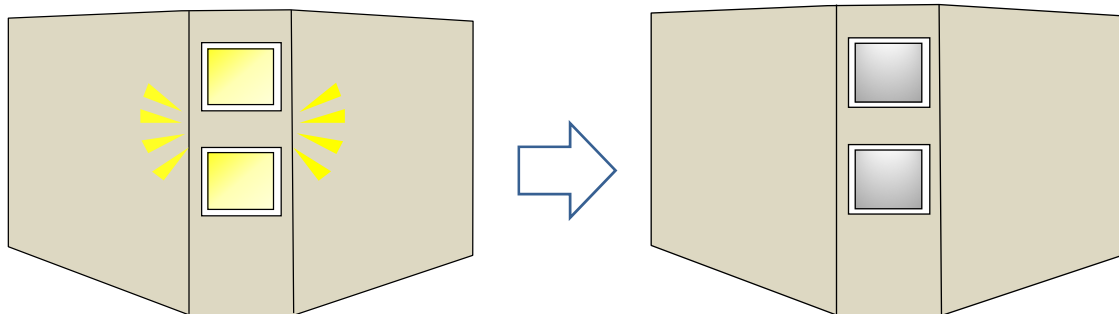


信号機との誤認を招くと運転手の不注意につながり危険です。



交通安全に配慮した位置への表示・設置となります。

デジタルサイネージを連続して設置することにより、相乗効果で光の影響が大きくなります。2台以上のデジタルサイネージを、連続して設置する場合は、輝度の強さに十分に配慮しましょう。



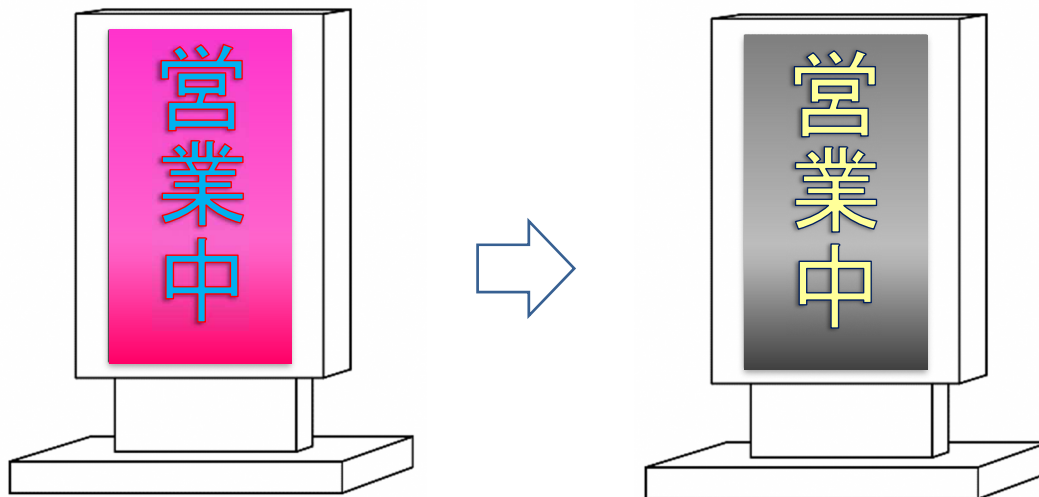
表示が連続すると、相乗効果で周囲に対する影響が大きくなります。



それぞれの表示の明るさを抑えることで、周囲に対する影響が小さくなります。

B) 表示画面・表示映像

輝度が高すぎたり点滅や動きが激しすぎると、周辺の景観に影響を及ぼすだけでなく、見る人に不快感を与える可能性があるため、表示画面について配慮しましょう。【P.19 参考資料1－Iを参照。】



周囲に対する影響が大きく見る人に不快感を与えます。



周囲に対する影響が小さく見る人に配慮した表示になります。

C) 表示内容（コンテンツ）

性質上、より多くの不特定多数の方が目を向けることから、不快感を与えないよう以下のことを配慮しましょう。



ポイント

- ① 見る人に不快感や不安感を与えないものとしましょう。
 - ・ 性別、年齢を問わず、不特定多数に不快の念を与えるもの
- ② 公序良俗に反しないものとしましょう。
 - ・ 暴力的、反社会的なもの
 - ・ 性的なもの
 - ・ 人権侵害や差別につながるもの
- ③ ニュースや災害時の情報、地域の情報などを含めることを検討しましょう。
 - ・ 天気予報
 - ・ 災害情報、広域避難場所
 - ・ 近日近隣で開催される公共イベント

D) 音響

地上からの高さ4mを超える位置のものは、原則、音声を出さないようにしましょう。
(災害等緊急時を除く。)

表示内容はなるべく音声に依存しない内容とすることを検討しましょう。

(その他の配慮事項)

デジタルサイネージについては、次のポイントにも配慮しましょう。



ポイント

- ・住宅地に向けた表示はしないようにしましょう。
- ・維持管理について動産保険(※)への加入を検討しましょう。
- ・道路付近に設置する場合は、表示・設置が交通安全上の支障がないか、道路管理者や交通管理者(警察・公安委員会)へ確認しましょう。
- ・輝度や点灯時間等について夜間景観に配慮しましょう。

【P.19 参考資料1-Ⅱを参照。】

※「動産保険」…パソコン、プリンター等の事務機器並びに什器(日常生活用の器具)に対し、不測かつ突発の外的要因による事故や故障に対応するもの。

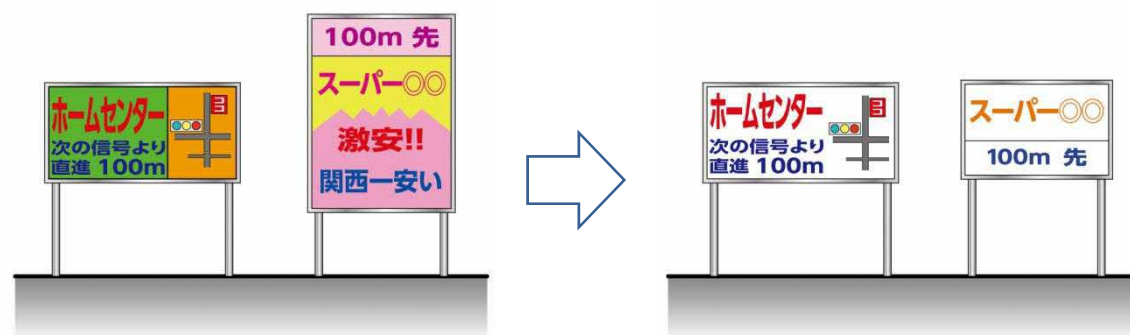
(2) 道先案内図

- 位置・色彩等必要以上に目立つものとせず、必要な大きさ・表示内容にしましょう。



ポイント

- ・1面あたり7㎡以内としましょう。
- ・道先案内のために必要なもの以外の表示はしないようにしましょう。



色彩の数や表示内容が多すぎると道先案内に必要な情報が伝わりません。



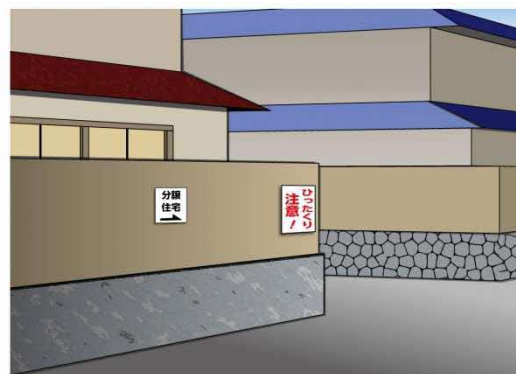
色彩の数や使用面積を少なくし、また商用の表示内容をしないことで、情報も確認しやすくなり、道先案内図としての効果を十分に発揮させることができます。

(3) 簡易広告物（貼紙・貼札等・広告旗・立看板等）

- 注意喚起など地域に必要な表示を優先させましょう。



注意喚起の情報が埋もれて、わかりにくくなっています。

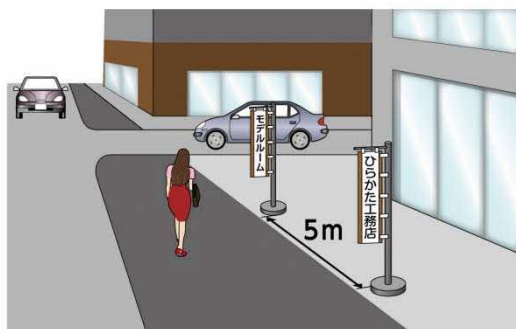


必要な表示よりも小さな表示としたり、落ち着いた色彩を使用すると効果的です。

- 必要な期間や時間帯のみ表示することとし、同じ表示内容（表示目的）のものは最小限に留めましょう。
- のぼり（広告旗）は見通し、通行の確保のため、複数表示する際は5m以上確保しましょう。



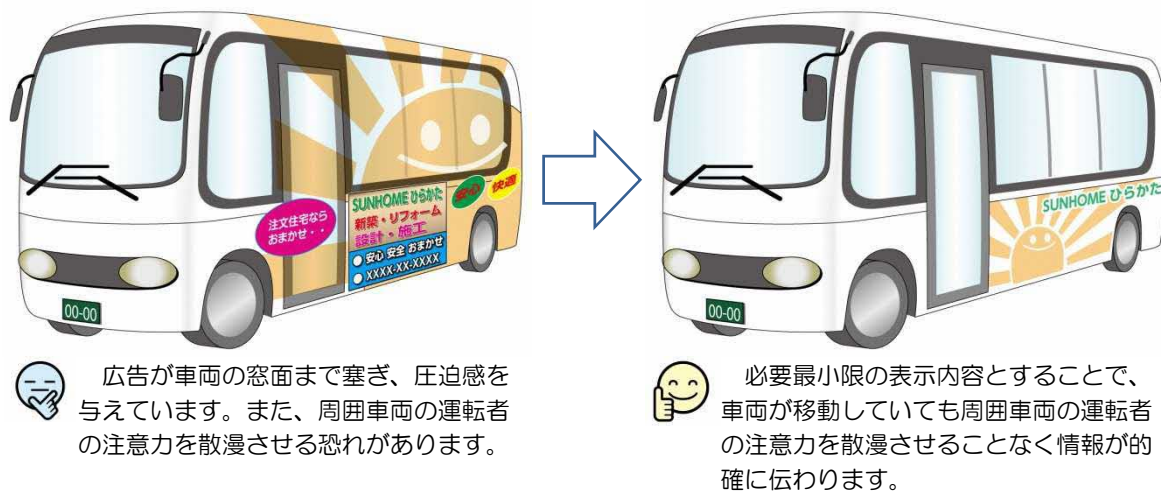
不揃いな広告旗が多数表示・設置されていると見通しが悪く、煩雑な印象を与えます。



表示・設置本数を抑えることで、見通しがよくなり、通行者の安全面にも効果があります。

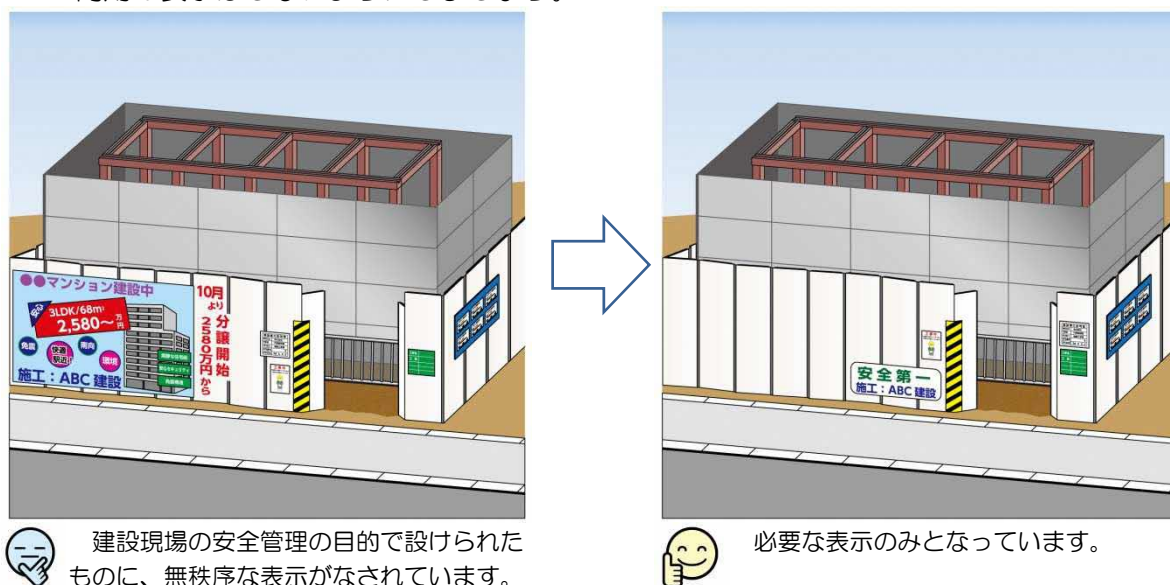
(4) 車両ラッピング広告

- 交通安全上支障のないよう、文字等表示内容は簡潔にし、過度に派手な意匠としないようにしましょう。



(5) 仮囲い

- 過度に派手な大きさ・意匠・表示内容としないようにしましょう。
- 商用の表示はしないようにしましょう。



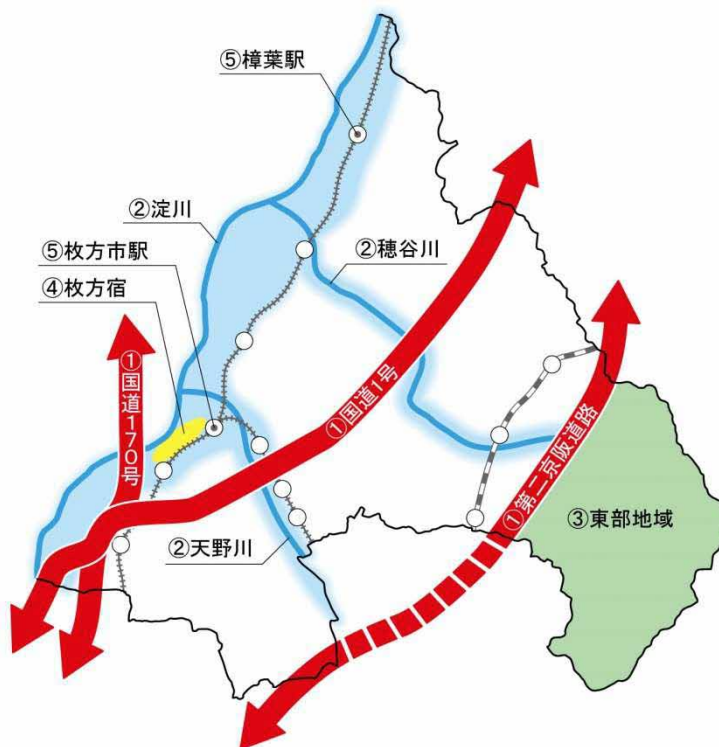
(6) 屋内広告物（屋外の公衆に表示するものに限る）

- 窓面全体を覆わないようにしましょう。
- やむをえず表示する場合、ショーウィンドウのスペースとしてあらかじめ確保するなど、建物計画と一体的に計画しましょう。

（注）屋内広告物は屋外広告物法の規制対象外ですが、屋外広告物と同様に周囲の景観に与える影響が大きいことからガイドラインで推奨基準を示すものです。

4 地域別ガイドライン

屋外広告物の地域性から考える望ましい表示・設置のあり方について解説します。これらの地域特性を踏まえた屋外広告物の計画・設計を行いましょう。



①幹線道路沿い

(主な位置) 国道1号・170号、第二京阪沿道など

(表示・設置方針)

幹線道路沿いは、郊外型店舗のほか、住宅や工場などさまざまな土地利用がなされるため、まとまりのない沿道景観となりやすい区域です。

統一感の演出に特に配慮することにより、まとまりのある沿道景観となるよう計画しましょう。



(推奨基準)

- 幹線道路上から視認できる屋外広告物は、ロゴや施設名称等の表示程度とし、配色数は最小限としましょう。
- 道路境界線を越えて表示する屋外広告物は設置しないようにしましょう。

②河川沿い

(主な位置) 淀川、天野川、穂谷川沿岸など

(表示・設置方針)

淀川・天野川・穂谷川などの河川の堤防上からは広く周辺地域を眺望することができます。

広がりのある河川景観に配慮した屋外広告物の計画としましょう。



(推奨基準)

- 河川区域から視認できる屋上広告物は設置しないようにしましょう。
- 周囲の建物高さから著しく突出した地上広告物は設置しないようにしましょう。
- 河川景観になじむ落ち着いた色彩としましょう。

③東部地域

(主な位置) 第二京阪道路より東側の区域



(表示・設置方針)

生駒山系の山なみの眺望、稜線の連なりに配慮した屋外広告物の計画としましょう。

(推奨基準)

- 背景となる生駒山系の山並みに配慮し、屋上広告物は設置しないようにしましょう。
- 周囲の建物高さから著しく突出した地上広告物は設置しないようにしましょう。
- 山並み景観になじむ落ち着いた色彩としましょう。

④枚方宿地区



(表示・設置方針)

枚方宿地区では京街道沿いに、町家をはじめ宿場町のたたずまいが残されています。

このため、歴史的まちなみに調和する屋外広告物の計画としましょう。

(推奨基準)

- 街道沿いは、1敷地あたり5㎡以内の表示としましょう。
- 屋外広告物の位置・大きさ・照明等は、街道沿いの建物の伝統的意匠等による雰囲気損ねないよう配慮しましょう。
- 街道沿いは自然素材や自然素材風のものを使用しましょう。
- 色彩は、白・黒・灰色等の無彩色、あるいは濃茶等を基調としましょう。

⑤駅周辺

(主な位置) 枚方市駅、樟葉駅など



(表示・設置方針)

ターミナル拠点としてのにぎわいのある空間づくりに配慮し、屋外広告物の色彩・素材を工夫しましょう。

枚方市駅、樟葉駅は特に、本市の玄関口にふさわしい景観形成に配慮しましょう。

(推奨基準)

- 隣接する敷地に表示する屋外広告物との統一感にも配慮しましょう。
- 突出看板は大きさ・数量・突出幅や突出先端位置を周囲とそろえましょう。
- 建物出入り口や歩道沿いの足元看板は設置しないようにしましょう。
- 駅前景観に配慮して、屋上広告物は設置しないようにしましょう。

⑥住宅地



(表示・設置方針)

住宅地では良好な住環境の形成を図るため、落ち着いたまちなみに配慮し、最小限の表示・設置となる屋外広告物の計画としましょう。

(推奨基準)

- 自家用広告物は、1敷地あたり7㎡以内としましょう。
- 広告収入を目的とする非自家用広告物は設置しないようにしましょう。

資料編

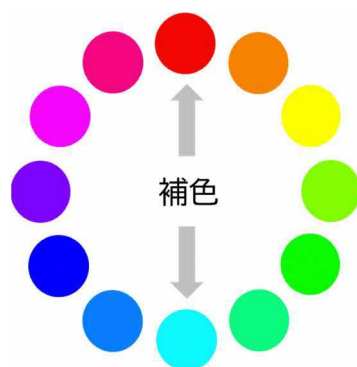
参考資料1 照明・電光表示（デジタルサイネージ）を伴う広告物

デジタルサイネージの表示・設置にあたっては、以下の配慮事項について、種別（可変表示装置・映像表示装置）によらず参考としましょう。

I. 表示画面の配慮事項について【P.13 参照】

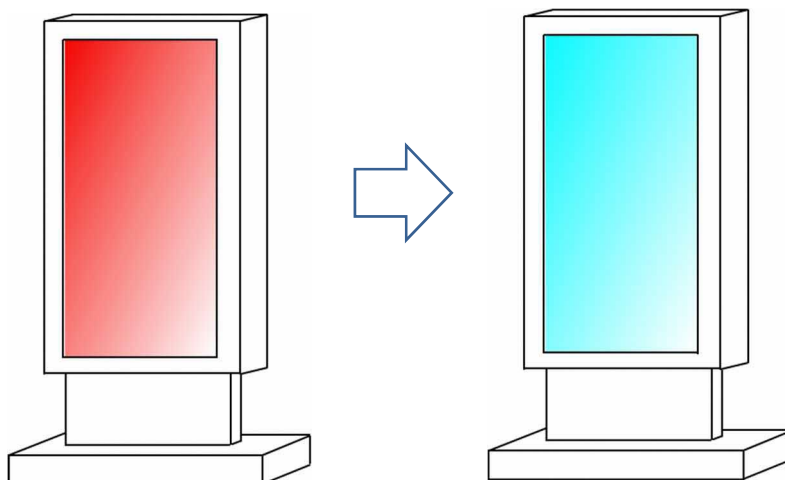
【出典「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」（日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟）】より抜粋

1. 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意する。
 - (1) 「鮮やかな赤色」の点滅は特に慎重に扱う。
 - (2) 避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の1/4を超え、かつ、輝度変化が10パーセント以上の場合を基準とする。
 - (3) 前項(1)の条件を満たした上で、(2)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化（又は投影面の照度変化）を20パーセント以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。
2. コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20パーセントを超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。
3. 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることも避ける。



色相環で正反対に位置する関係にある色を補色といいます。

コントラストは、補色を組み合わせると強く、隣接する色を組み合わせると弱くなります。



コントラストの強い色の反転は、1秒間に3回を超える使用をしないようにしましょう。

Ⅱ. 夜間景観への配慮事項について【P.35 参照】

【出典「LED 等照明による屋外広告物について配慮すべき事項」（大阪府景観審議会部会報告）】より抜粋

【屋外広告物】

対象とする屋外広告物は「LED ビジョン等屋外広告物」

- ・LED 等により自ら発光して常時表示の内容を変えることができる屋外広告物
- ・LED 等により点滅する屋外広告物

<趣旨>

LED ビジョン・映像表示装置等屋外広告物は、照明による屋外広告物の中でも、表示内容が変化することや点滅することで特に夜間において目立ちやすい一方、良好な夜間景観形成の阻害要因となっている側面もあると考える。

また、LED ビジョン等は設置後に、当初に設定した輝度を変更することが可能であるものが多いことから、設置事業者等の柔軟な対応が期待できると考える。

ただし、その他の照明広告物についても、住宅地等に影響が生じる場合は、可能な範囲で配慮が求められる。

■LED ビジョン等屋外広告物

LED ビジョン



点滅するもの

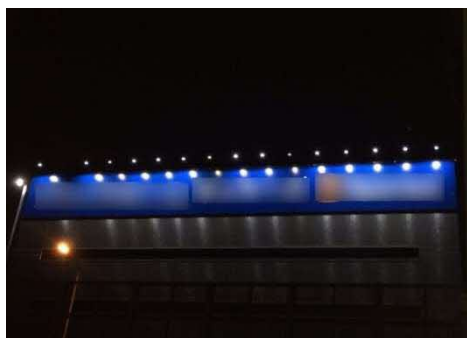


■その他の照明広告物

内照式看板



外照式看板



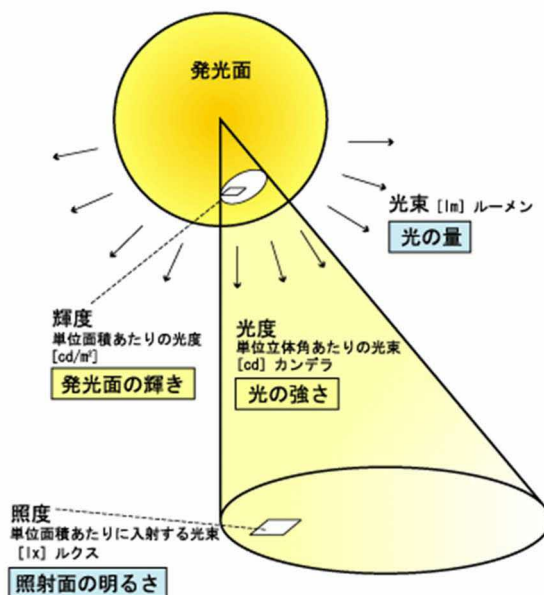
【配慮の目安の内容】

LED ビジョン等屋外広告物における配慮の目安の内容を、内照式看板や外照式看板についても参考にしましょう。

また、これらの内容以外にも音など周辺の住環境に影響があると考えられる事項については軽減に努めましょう。

○日没後の輝度等については、周辺の照明環境に配慮し、できる限り抑制することが好ましい。測定可能な場合、輝度 800cd/m²以下を目安とする。

- ・居住環境への影響を重点とし、主に住居系用途地域を想定するものである。そこで「屋外照明設備による障害光抑制ガイド」(CIE(国際照明委員会)) (以下「CIE ガイド」という。次頁の表抜粋) 中の「E3 区域(産業的又は居住的な郊外領域)」の看板の平均輝度の最大許容値である輝度 800cd/m²以下を目安として参考に示す。



光束、光度、輝度、照度の関係
(出典：金沢市ホームページ)

○住居の窓の近傍には極力取り付けない

- ・CIE ガイドにおいて「どの分類の区分でも、住居の窓の近傍に取り付けるべきではない。」とある。

○設置にあたっての高さや方向、距離

- ・LED 照明は、強く細い光から光の指向性が高く、強く細い光（高輝度・低立体角）が特徴であるため、表示面に正対した位置ではグレア（不快なまぶしさ）が大きくなる傾向にあることから、LED ビジョン等屋外広告物の設置にあたっては高さや方向、広告を見ることが想定される人までの距離に対する配慮及び信号や交通標識等に影響を与えないようにすることが求められる。

○面積

- ・LED ビジョン等屋外広告物が発光物であることを踏まえ、大阪府屋外広告物条例に基づく面積基準を満たすだけでなく、周辺への影響を考慮して面積を抑制することが求められる。

○画面の動きや点滅、画面転換等の速度

- ・LEDビジョン等屋外広告物では、広告としての効果を高めるため、画面の動きや点滅、画面転換等により興味をひくものが多く見られる。これらの動きなどが過度な場合には人に不快感を与える可能性があることから、なるべくゆっくりとした画面転換とするなど、その速度に対する配慮が求められる。
- ・配慮の目安とする数値を示すことは難しいが、特に強い配慮が求められる。

○深夜時間帯への配慮

- ・住宅地における深夜時間帯の照明環境を考えた場合、消灯したり輝度を落とす等の配慮が求められる。輝度を落とす際には、CIEガイドのE2区域（産業的又は居住的な地方領域）の看板の平均輝度の最大許容値 400cd/m²が参考になるとと思われる。

○色温度

- ・自然光には色があり、その色を表す単位が色温度。オレンジがかった暖かみのある光、日中の太陽光のような白い光などによって空間の雰囲気が変わる。住環境においては落ち着いた低い色温度が好ましいと考えられるので、電球色（暖色）である3000K以下とするなど、色温度に対する配慮が求められる。

○色彩

- ・LEDビジョン等屋外広告物では、人の目をひくため、高輝度や派手な色使いのものが多く見られるが、そういった広告は周囲の景観と調和しないだけでなく、人に不快感を与える可能性があることから、なるべく低い彩度とするなど、色彩に対する配慮が求められる。

《参 考》

■ CIE（国際照明委員会）による「屋外照明設備による障害光抑制ガイド（2017）」

○ CIE の環境区域

区域	環境	光環境	例
E1	自然	本来暗い	国立公園、保護された場所
E2	地方	低い明るさ	産業的又は居住的な地方領域
E3	郊外	中間の明るさ	産業的又は居住的な郊外領域
E4	都市	高い明るさ	都市中心と商業領域

○ 障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値（CIE No.150-2017 抜粋）

過剰に照明された建築物の壁面と看板

看板の平均輝度の最大許容値（単位：cd/m²）

対象	利用条件	光環境類型			
		E1	E2	E3	E4
看板の輝度 (Ls)	平均照度×反射率/π より求める 又は、自発光しているものの平均輝度	(減灯時間前) 50cd/m ²	400 cd/m ²	800 cd/m ²	1,000 cd/m ²
		(減灯時間後) 0cd/m ²			

減灯時間：障害光を抑制するために、地方自治体などによって、照明光の使用条件が厳しく制限される時間帯（JIS Z 9126(2010)）

備考）どの分類の区分でも、住居の窓の近傍に取り付けるべきではない。

参考資料2 事例集

1 はじめに

この事例集は、枚方市内で表示・設置されている屋外広告物のうち、本編で示した推奨基準にあてはまるものを取りまとめたものです。事例集の項目番号は、本編の表記と揃えていますので、本編の推奨基準と併せて確認してください。

(注) この事例集は、屋外広告物の望ましいあり方を示すものであり、特定の個人・団体の利益誘導を目的としたものではありません。

2 共通のガイドライン

(2) 色彩

本編 P27

<変更前>

<変更後>



地色（広告物の背景となる色）を赤色から白色に変えることで、建築物の落ち着いた色彩と調和させています。



周辺の歴史的なまちなみと調和するよう、自動販売機の企業カラーを変更しています。



外壁色を活かすことで屋外広告物の色彩は落ち着いたものとしつつも、視認性も上げています。

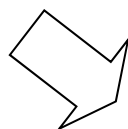
2 共通のガイドライン

(3) 表示・設置の量

本編 P28



＜変更前＞



＜変更後＞



中景・遠景から視認できる屋外広告物を施設名の上に情報を整理し、分かりやすくなっています。

また建物の余白内に表示・設置することで、シンプルな建物の意匠と調和させています。



ロゴのみの表示とすることで、複数表示していてもコンパクトに分かりやすい表示にすることが可能です。

2 共通のガイドライン

(4) 統一感の演出

本編 P29



建築物の丸みに合わせた広告物の形状と
なっています。

建築物の部材と似た素材・色を使用し、かつ切り文字にすることで、屋外広告物の背景となる建築物との一体感を生んでいます。



屋上の目隠しフェンスを効果的に
利用しています。



建築物の余白を効果的に利用しています。

3 種類別ガイドライン

(6) 屋内広告物（屋外の公衆に表示するものに限る）

本編 P37



屋内広告物も計画的に表示・設置することで、小さな表示でも効果的な演出となります。

4 地域別ガイドライン

④ 枚方宿地区

本編 P39



伝統的な意匠・素材とすることで、歴史的なまちなみに調和させています。

4 地域別ガイドライン

⑤ 駅周辺

本編 P39



個の建物に表示・設置する広告物の統一感だけでなく、隣接する建物と色彩等を揃えることで、統一感を演出した駅前空間となっています。

⑥ 住宅地

本編 P39



住宅地にふさわしい落ち着いた色彩、デザインで表示されています。

発行年月：平成 29 年（2017 年）1 月
令和 6 年（2024 年）●月改訂
発行：枚方市
編集：都市整備部住宅まちづくり課
〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号
TEL : 072-841-1478(直通)
FAX : 072-841-5101
MAIL : jumachi@city.hirakata.osaka.jp
